

みやこ町
高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和3年3月

みやこ町

はじめに

我が国は、急速な少子化と高齢化が同時進行する少子高齢化社会となっており、2060年には、総人口が9,000万人を下回り、約4割が65歳以上の高齢者となることが予測されています。



みやこ町におきましては、高齢化率はすでに4割に達し、国や福岡県平均よりも早いスピードで高齢化が進んでいます。現役世代が急減するなか、2040年には、2人に1人が高齢者となることが見込まれており、介護保険制度が担う役割はますます重要になります。

介護保険制度は、高齢者を社会全体で支える制度として、平成12年度に創設され、20年が経過しました。令和2年度の制度改正では、地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制の構築や、認知症施策・介護サービス提供体制の整備、医療・介護のデータ基盤の整備、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化等の見直しが行われたところです。

「第8期みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、国の制度改正の趣旨を踏まえるとともに、平成30年に策定した第7期計画との継続性に配慮し策定しました。

本計画を指針として、「一人ひとりがいつまでも元気で、自分らしく生きられる長寿のまち」の実現を目指し、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において生活し続けることができるよう、地域の関係団体等と連携・協働して、地域包括ケアシステムの深化・推進に全力で取り組んで参ります。

町民の皆様を始め、関係機関・団体の皆様におかれましては、本計画の推進にあたり、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議と貴重なご意見、ご提言をいただきました「みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の皆様を始め、関係者各位に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

みやこ町長 井上 幸春

目 次

第1編 総論

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 計画策定に向けて | 1 |
| 1 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2 計画の性格 | 2 |
| 3 計画策定の流れと体制 | 3 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 第2章 高齢者を取り巻く現状 | 5 |
| 1 高齢者等の現状 | 5 |
| 2 認定者の状況 | 9 |
| 3 介護保険給付実績の状況 | 12 |
| 第3章 みやこ町の課題 | 18 |
| 1 地域包括ケアシステム構築のための仕組みづくり | 18 |
| 2 介護予防の推進と在宅支援サービスの充実 | 18 |
| 3 生涯現役の推進 | 19 |
| 4 認知症対策と権利擁護の推進 | 19 |
| 5 介護保険サービスの充実と質的向上 | 20 |
| 第4章 計画の基本的な考え方 | 21 |
| 1 基本理念 | 21 |
| 2 基本目標 | 22 |
| 3 計画の体系 | 23 |
| 4 日常生活圏域の設定 | 24 |

第2編 各論

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 地域包括ケアシステム構築のための仕組みづくり | 25 |
| 1 地域で支え合う仕組みづくり | 25 |
| 2 医療・介護の連携 | 32 |
| 3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり | 34 |
| 第2章 介護予防の推進と在宅支援サービスの充実 | 36 |
| 1 介護予防の推進 | 36 |
| 2 在宅支援サービスの充実 | 41 |
| 第3章 生涯現役の推進 | 44 |
| 1 疾病予防・健康づくりの推進 | 44 |
| 2 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進 | 47 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第4章 認知症対策と権利擁護の推進 | 49 |
| 1 認知症施策の推進 | 49 |
| 2 高齢者の権利擁護の推進 | 53 |
| 第5章 介護保険サービスの充実と質的向上 | 55 |
| 1 介護保険サービスの充実 | 55 |
| 2 介護保険サービスの質の確保と適正化 | 63 |
| 第6章 介護保険料の見込み | 65 |
| 1 人口・要介護（要支援）認定者数の推計 | 65 |
| 2 介護保険事業費の算定 | 67 |
| 第7章 計画の推進体制 | 75 |
| 1 計画の推進体制 | 75 |
| 2 計画の運営体制の整備 | 76 |
| 3 計画の評価と進行管理 | 76 |
| 資料編 | |
| みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例 | 77 |
| みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿 | 79 |

第1編 総論

第1章 計画策定に向けて

1 計画策定の背景と目的

わが国では、高齢者の増加が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、内閣府の令和2年度版高齢者白書によると、65歳以上の高齢者数は3,589万人、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は28.4%と、年々増加しています。また、「団塊の世代^{注1}」が75歳以上となる令和7（2025）年以降は、ひとり暮らしや高齢夫婦世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者が大幅に増加し、医療や介護の需要が更に増加・多様化することが予測されています。

このような見通しの中、国は、これまで介護保険法の改正を断続的に行い、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを推進してきました。また、平成29年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることが求められました。

加えて、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、高齢者保健福祉や介護保険制度にかかるサービスや事業についても、見直しや工夫が必要となってきています。

本町においては、平成30年3月に「第7期みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援サービスの提供体制の構築や、介護予防事業の充実を目指すとともに、高齢者の権利擁護、生きがいづくり及び社会参加の促進等、様々な面からの支援・充実を図ってきました。

本計画は、みやこ町のこれまでの取り組みを引き継ぎつつ、地域包括ケアシステムをより一層深化・推進することを目指して、「第8期みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定するものです。

^{注1}一般的に、第一次ベビーブームが起きた時期である昭和22年～昭和24年に生まれた世代を指す。

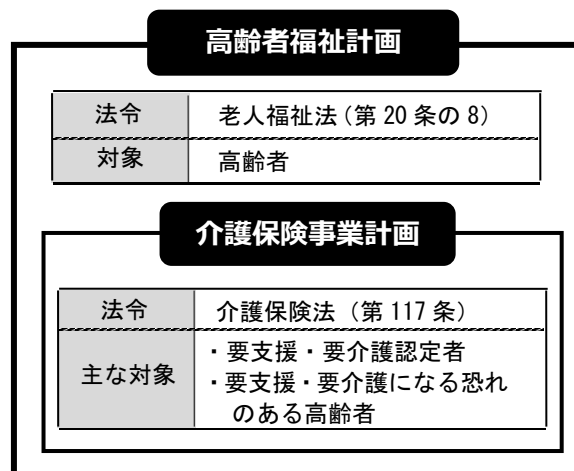
2 計画の性格

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）で定められた「高齢者福祉計画」、介護保険法（第 117 条）で定められた「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

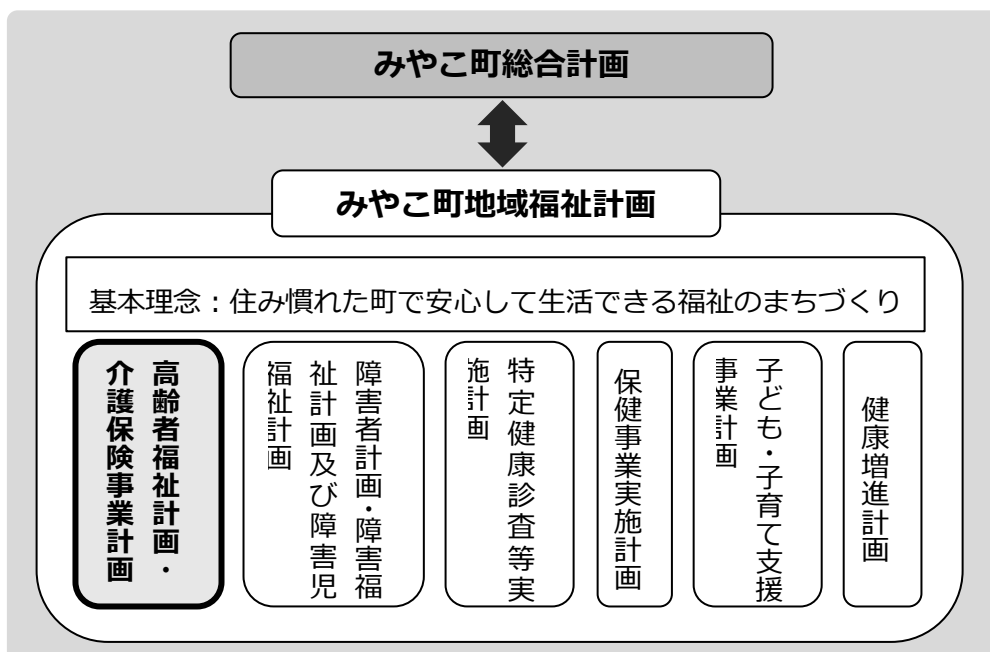
「高齢者福祉計画」はすべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービスの量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画です。



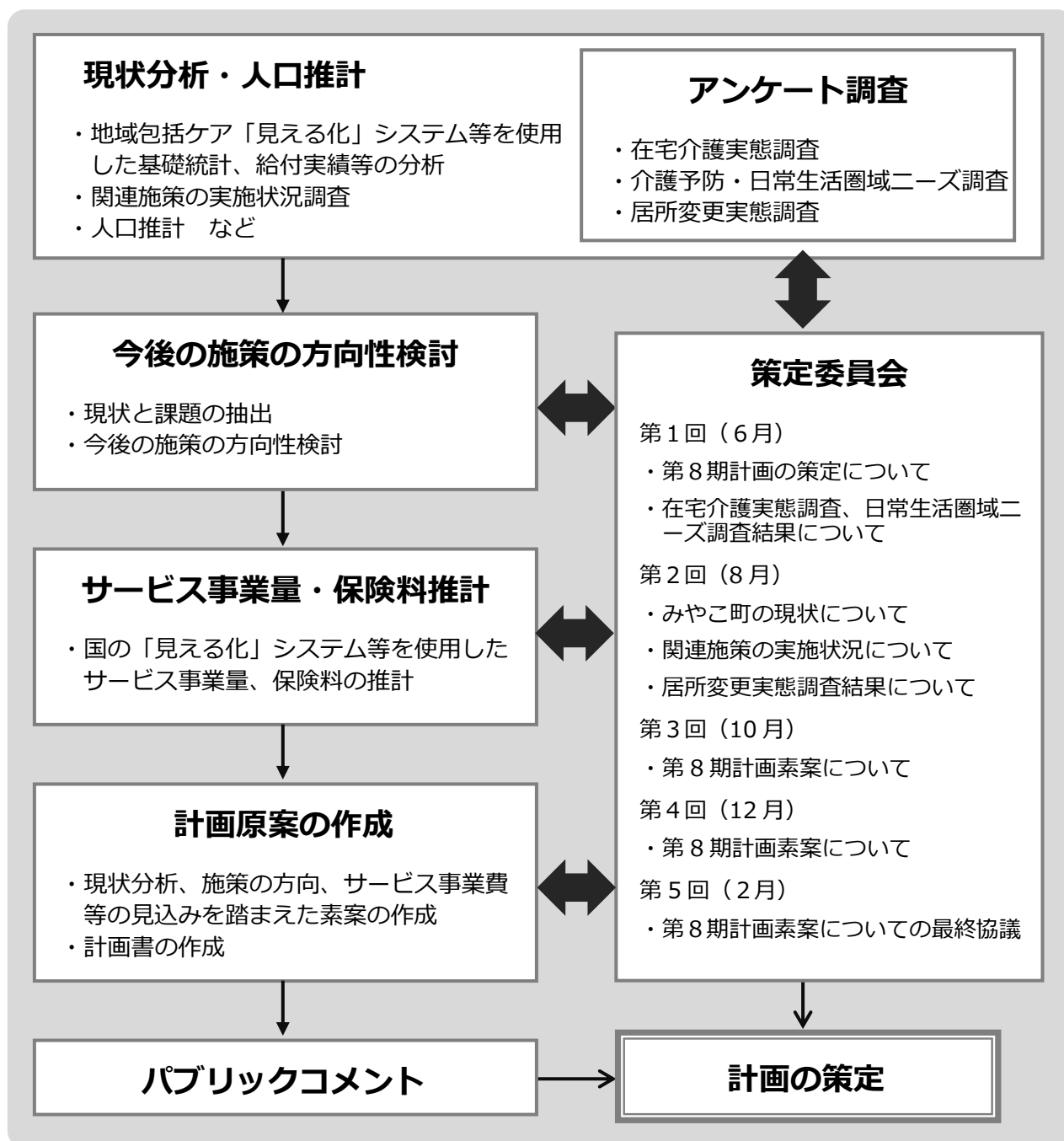
(2) 他計画との関係

本計画は、町の最上位計画である「みやこ町総合計画」、地域福祉分野の上位計画である「みやこ町地域福祉計画」をはじめ、関連する計画や、国の策定指針、県の関連計画等と整合性を図りながら、高齢者福祉事業及び介護保険事業を核とした取り組みについて定めています。



3 計画策定の流れと体制

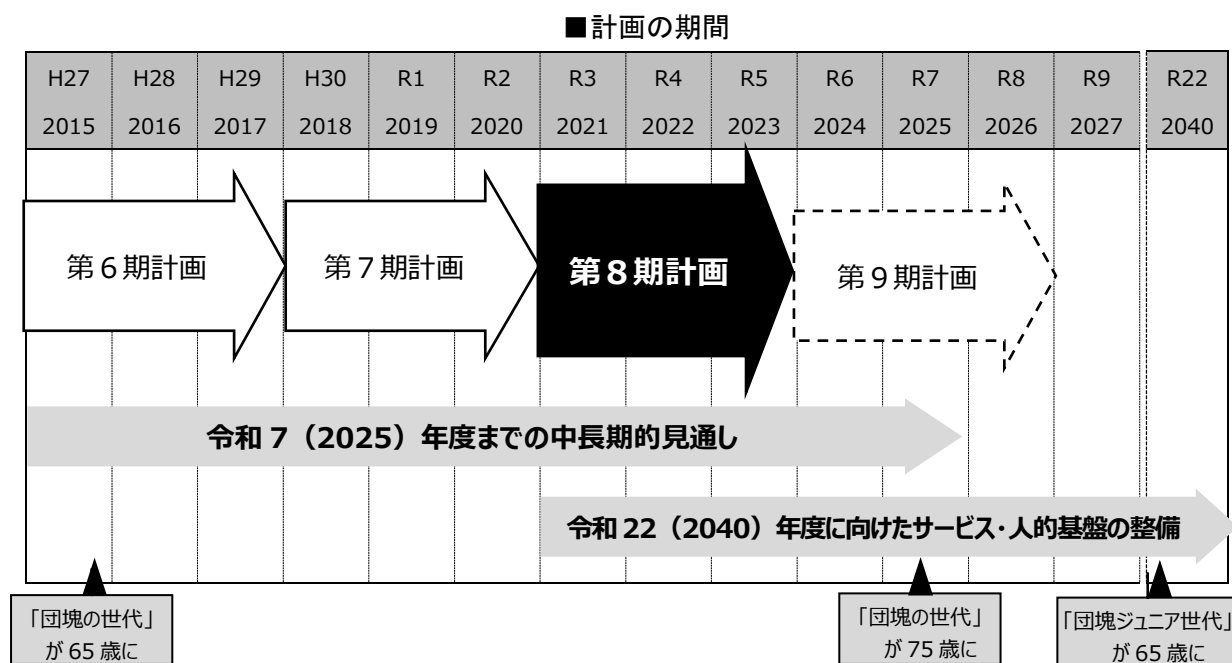
本計画の策定にあたっては、広く住民の意見を反映させるため 65 歳以上の高齢者や、町内の介護サービス事業者に対するアンケート調査、住民代表、学識経験者、医療機関関係者、各種団体代表者、介護保険事業者からなる「みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、委員の意見を適宜反映させながら計画の見直しと、新たな計画策定に必要な事項を、総合的に検討しました。



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画（第8期）とします。計画は、高齢者福祉施策の進捗状況、介護保険事業の進捗状況等の評価を踏まえ、計画の最終年度である令和5年度中に見直す予定です。

なお、今回策定する第8期の計画は、第7期計画から引き続き、地域共生社会の実現の一端を担う地域包括ケアシステムの深化・推進と、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年度、及び「団塊ジュニア世代」^{注1}が65歳以上になる令和22（2040）年度を見据え、中長期的な視点に立ち、施策の展開を行うこととなります。



注1 一般的に、第二次ベビーブームが起きた時期である昭和46年～昭和49年に生まれた世代を指す。

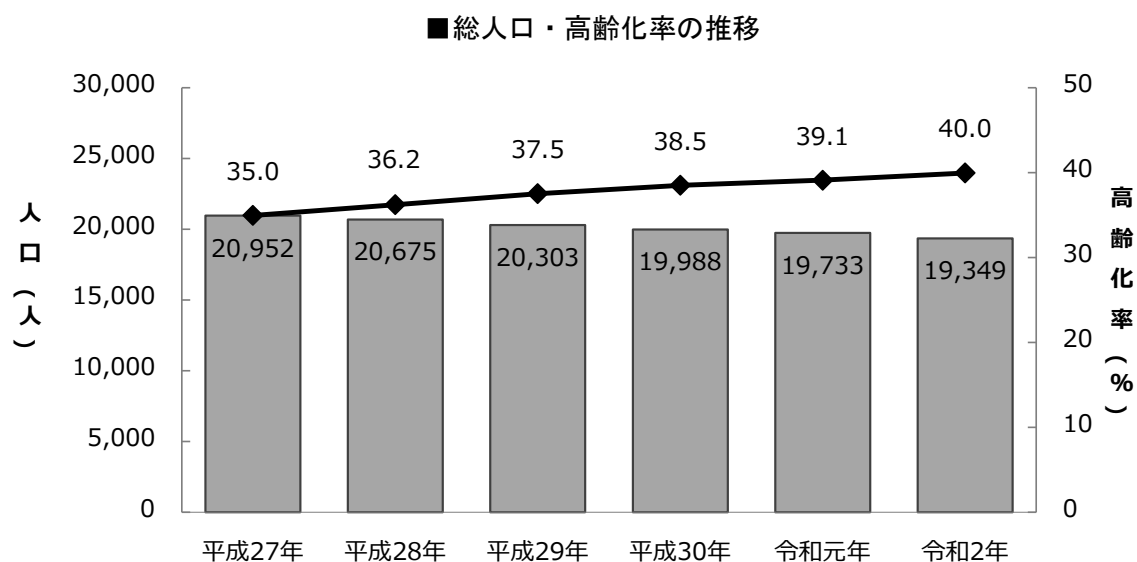
第2章 高齢者を取り巻く現状

1 高齢者等の現状

(1) 人口の状況

1. みやこ町の人口の推移

本町の総人口は、平成27年の20,952人から令和2年には19,349人と緩やかに減少傾向となっています。一方で、65歳以上の高齢者人口は増加していることから、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）も右肩上がり推移しており、令和2年で40.0%と4割に達しています。



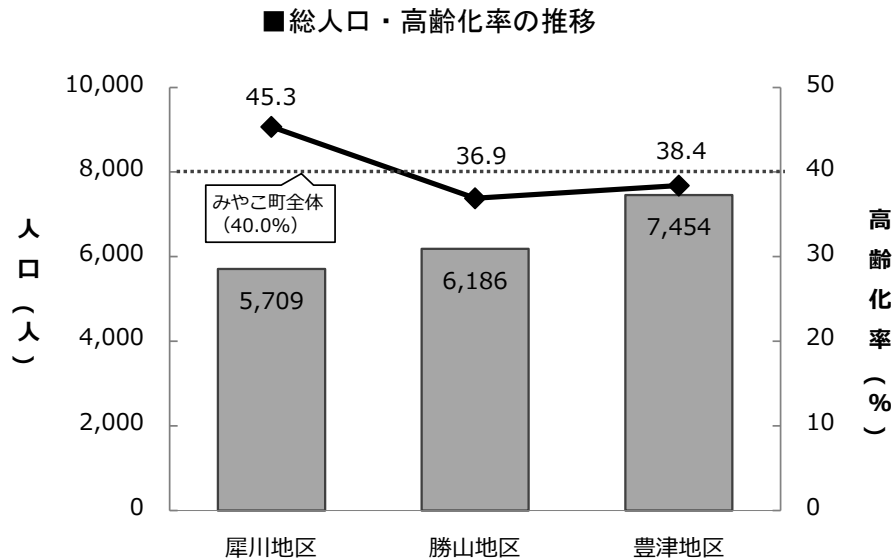
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 (人) | 20,952 | 20,675 | 20,303 | 19,988 | 19,733 | 19,349 |
| 高齢者人口 (人) | 7,323 | 7,489 | 7,617 | 7,695 | 7,716 | 7,731 |
| 後期高齢者人口 (人) | 3,711 | 3,807 | 3,905 | 3,983 | 4,010 | 4,030 |
| 高齢化率 (%) | 35.0 | 36.2 | 37.5 | 38.5 | 39.1 | 40.0 |

(資料) みやこ町「住民基本台帳」各年4月1日現在

2. 地区別の人口

令和2年度の地区別の人口は、豊津地区が7,454人と最も多く、犀川地区が5,709人と最も少なくなっています。

高齢化率をみると、本町全体の高齢化率40.0%に対し、勝山地区と豊津地区では全体の割合を下回っていますが、犀川地区では45.3%と全体より5.3ポイント高くなっています。



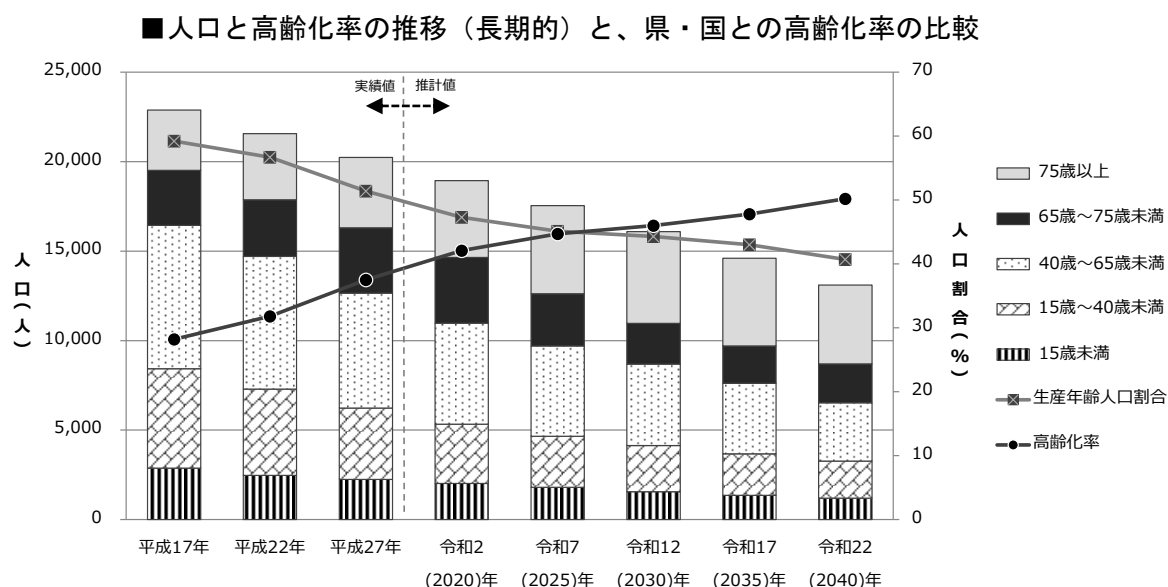
| | 犀川地区 | 勝山地区 | 豊津地区 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 総人口 (人) | 5,709 | 6,186 | 7,454 |
| 高齢者人口 (人) | 2,588 | 2,282 | 2,861 |
| 後期高齢者人口 (人) | 1,421 | 1,146 | 1,463 |
| 高齢化率 (%) | 45.3 | 36.9 | 38.4 |

(資料) みやこ町「住民基本台帳」令和2年4月1日現在

3. 人口と高齢化率の推移（長期的）と、高齢化率の比較（国・県）

国勢調査を基に将来人口を推計した「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」によると、本町の高齢者人口は令和 2（2020）年まで増加、その後は減少に転じ、令和 22（2040）年には 6,580 人となることが予測されています。

また、本町の高齢化率は高く、平成 27 年の国勢調査では 37.5%と福岡県内 28 保険者の中で最も高くなっており、全国の高齢化率と比較しても高い割合となっています。生産年齢人口の減少が続き、本町の高齢化率は今後も高くなっていくことが予想され、令和 7（2025）年に 44.7%、令和 22（2040）年には 50.2%となる見込みです。



| | 実績値 | | | 推計値 | | | | |
|---------------|--------|--------|--------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2 (2020)年 | 令和7 (2025)年 | 令和12 (2030)年 | 令和17 (2035)年 | 令和22 (2040)年 |
| 人口 (人) | 22,898 | 21,572 | 20,243 | 18,939 | 17,541 | 16,090 | 14,605 | 13,107 |
| 15歳未満 (人) | 2,873 | 2,474 | 2,246 | 2,013 | 1,799 | 1,560 | 1,348 | 1,197 |
| 生産年齢人口 (人) | 13,564 | 12,234 | 10,409 | 8,958 | 7,906 | 7,132 | 6,273 | 5,330 |
| 15歳～40歳未満 (人) | 5,561 | 4,814 | 3,982 | 3,320 | 2,856 | 2,571 | 2,332 | 2,074 |
| 40歳～65歳未満 (人) | 8,003 | 7,420 | 6,427 | 5,638 | 5,050 | 4,561 | 3,941 | 3,256 |
| 高齢者人口 (人) | 6,452 | 6,861 | 7,583 | 7,968 | 7,836 | 7,398 | 6,984 | 6,580 |
| 65歳～75歳未満 (人) | 3,079 | 3,158 | 3,648 | 3,679 | 2,920 | 2,272 | 2,082 | 2,172 |
| 75歳以上 (人) | 3,373 | 3,703 | 3,935 | 4,289 | 4,916 | 5,126 | 4,902 | 4,408 |
| 生産年齢人口割合 (%) | 59.2 | 56.7 | 51.4 | 47.3 | 45.1 | 44.3 | 43.0 | 40.7 |
| 高齢化率 (%) | 28.2 | 31.8 | 37.5 | 42.1 | 44.7 | 46.0 | 47.8 | 50.2 |
| 高齢化率（福岡県） (%) | 19.8 | 22.1 | 25.6 | 28.4 | 29.6 | 30.5 | 31.6 | 33.7 |
| 高齢化率（全国） (%) | 20.1 | 22.8 | 26.3 | 28.9 | 30.0 | 31.2 | 32.8 | 35.3 |

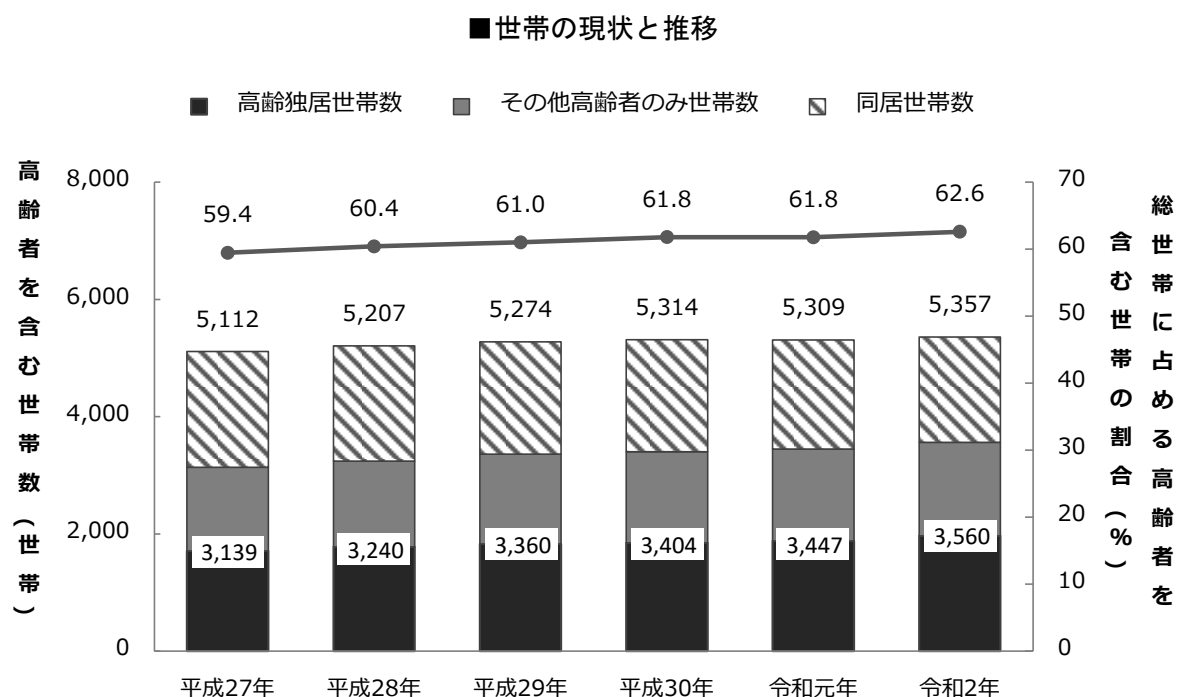
（出典）平成 17 年～平成 27 年まで：総務省「国勢調査」

令和 2（2020）年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」
地域包括ケア「見える化システム」

(2) 世帯の現状と推移

本町の高齢者を含む世帯は増加傾向にあり、令和2年4月1日時点で5,357世帯と、総世帯数の6割強を占めています。

令和2年度における総世帯数に占める高齢独居世帯は1,966世帯(23.0%)、その他高齢者のみ世帯は1,594世帯(18.6%)をそれぞれ占めており、両者を合わせた『高齢者のみ世帯』は3,560世帯(41.6%)と4割を占めています。



| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総世帯数 (世帯) | 8,599 | 8,620 | 8,644 | 8,599 | 8,593 | 8,559 |
| 高齢者を含む世帯数 (世帯) | 5,112 | 5,207 | 5,274 | 5,314 | 5,309 | 5,357 |
| 同居世帯数 (世帯) | 1,973 | 1,967 | 1,914 | 1,910 | 1,862 | 1,797 |
| A 高齢独居世帯数 (世帯) | 1,713 | 1,778 | 1,831 | 1,849 | 1,878 | 1,966 |
| B その他高齢者のみ世帯数 (世帯) | 1,426 | 1,462 | 1,529 | 1,555 | 1,569 | 1,594 |
| A+B 「高齢者のみ」世帯数 (世帯) | 3,139 | 3,240 | 3,360 | 3,404 | 3,447 | 3,560 |
| 総世帯数に占める高齢者を含む世帯の割合 (%) | 59.4 | 60.4 | 61.0 | 61.8 | 61.8 | 62.6 |
| (A)総世帯数に占める高齢者独居世帯数の割合 (%) | 19.9 | 20.6 | 21.2 | 21.5 | 21.9 | 23.0 |
| (B)総世帯数に占めるその他高齢者のみ世帯数の割合 (%) | 16.6 | 17.0 | 17.7 | 18.1 | 18.3 | 18.6 |
| (A+B)高齢者のみ世帯数の割合 (%) | 36.5 | 37.6 | 38.9 | 39.6 | 40.1 | 41.6 |

(資料) みやこ町「住民基本台帳」各年4月1日現在

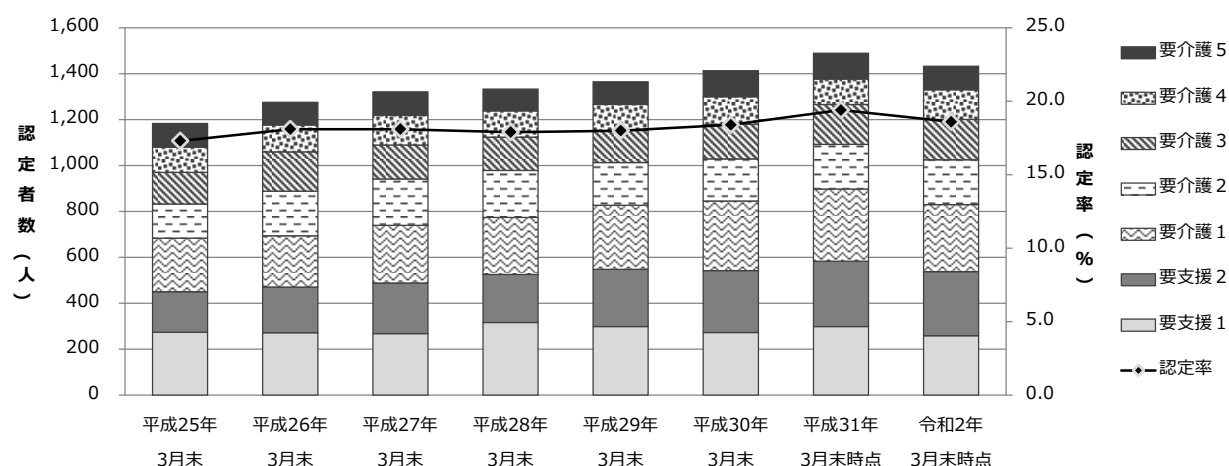
2 認定者の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

認定者数は平成 28 年以降増加傾向となっており、平成 31 年 3 月末時点では 1,489 人となっていました。令和 2 年 3 月末時点ではやや減少に転じ、1,433 人となっています。

認定率は概ね 18～19%で推移しており、福岡県全体よりもやや低く、全国とほぼ同水準で推移しています。

■ 認定者数・認定率の推移

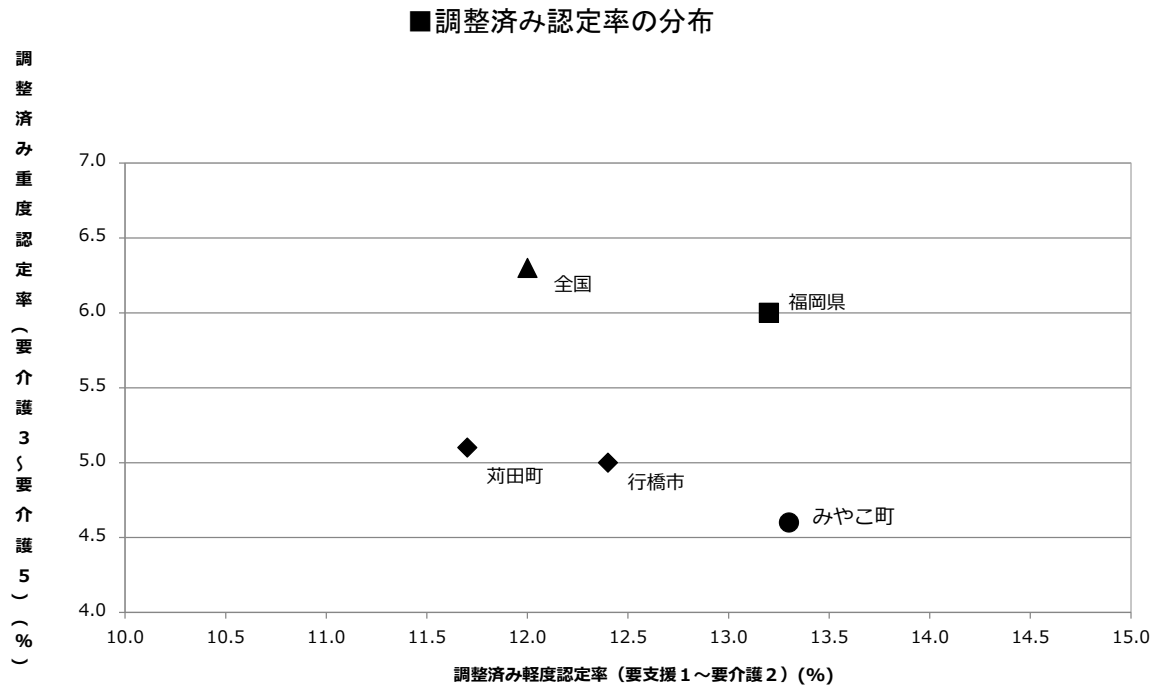


| | 平成25年 3月末 | 平成26年 3月末 | 平成27年 3月末 | 平成28年 3月末 | 平成29年 3月末 | 平成30年 3月末 | 平成31年 3月末時点 | 令和2年 3月末時点 |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|---------------|
| 認定者数 (人) | 1,183 | 1,275 | 1,321 | 1,333 | 1,365 | 1,413 | 1,489 | 1,433 |
| 要支援 1 (人) | 274 | 272 | 268 | 317 | 299 | 273 | 299 | 259 |
| 要支援 2 (人) | 177 | 199 | 221 | 209 | 249 | 270 | 285 | 279 |
| 要介護 1 (人) | 233 | 223 | 251 | 248 | 279 | 303 | 314 | 292 |
| 要介護 2 (人) | 149 | 195 | 202 | 205 | 186 | 183 | 194 | 195 |
| 要介護 3 (人) | 137 | 171 | 147 | 145 | 140 | 151 | 174 | 176 |
| 要介護 4 (人) | 110 | 117 | 131 | 114 | 113 | 120 | 111 | 129 |
| 要介護 5 (人) | 103 | 98 | 101 | 95 | 99 | 113 | 112 | 103 |
| 認定率 (%) | 17.3 | 18.1 | 18.1 | 17.9 | 18.0 | 18.4 | 19.4 | 18.6 |
| 認定率 (福岡県) (%) | 19.2 | 19.1 | 19.3 | 19.2 | 19.1 | 19.1 | 19.1 | 19.1 |
| 認定率 (全国) (%) | 17.6 | 17.8 | 17.9 | 17.9 | 18.0 | 18.0 | 18.3 | 18.5 |

(出典) 平成 25 年度から平成 29 年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、
平成 30 年度から令和元年度：「介護保険事業状況報告（3 月月報）」、令和 2 年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」
地域包括ケア「見える化システム」

(2) 調整済み認定率の分布

調整済み認定率^{注1}の分布をみると、本町は隣接する行橋市・苅田町や福岡県全体、全国に比べて、軽度認定率（要支援1～要介護2）が高く、重度認定率（要介護3～要介護5）が低い傾向となっています。



(時点) 平成30年

(出典) 「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

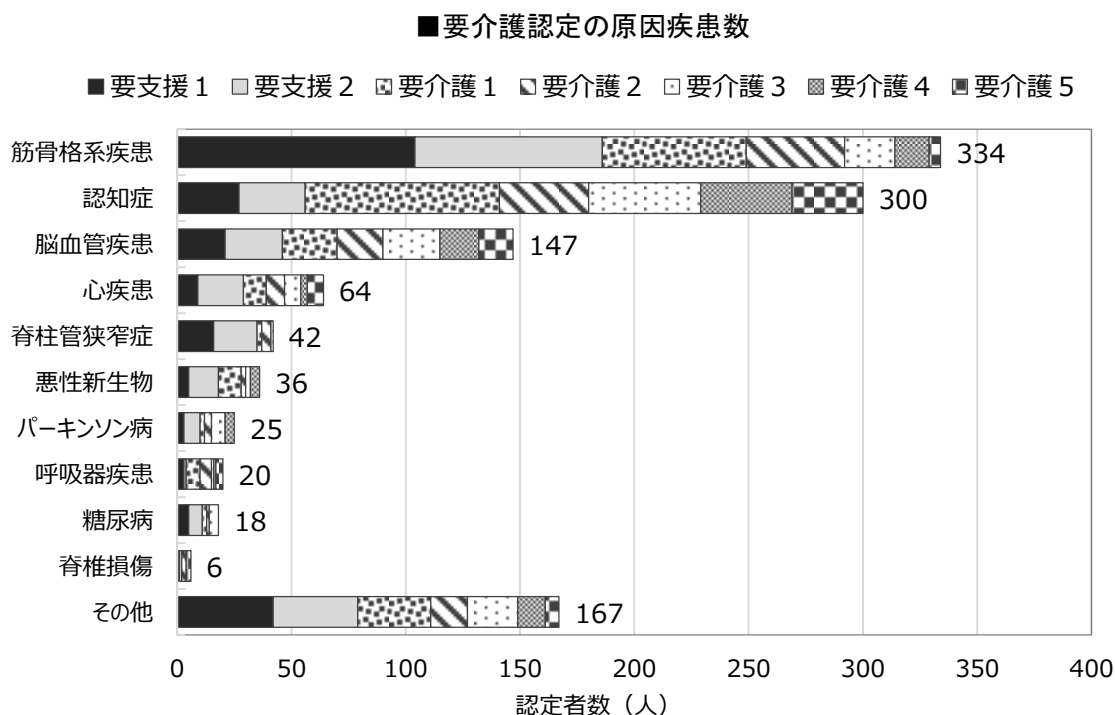
(資料) 厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」

^{注1} 「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に影響する「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率。

(3) 要介護（要支援）認定の原因疾患

要介護認定（要支援認定を含む。以降同じ）を受けた原因疾患をみると、「筋骨格系疾患」が最も多く、次いで「認知症」、「その他（高血圧・精神疾患等）」、「脳血管疾患」と続いています。

要介護度状態別にみると、要支援1・2の軽度認定者では、「筋骨格系疾患」が突出して高くなっていますが、要介護1～5では、「認知症」が最も多く、「筋骨格系疾患」、「脳血管疾患」と続いています。



| | 筋骨格系疾患 | 認知症 | 脳血管疾患 | 心疾患 | 脊柱管狭窄症 | 悪性新生物 | パーキンソン病 | 呼吸器疾患 | 糖尿病 | 脊椎損傷 | その他 |
|----------------|--------|------|-------|-----|--------|-------|---------|-------|-----|------|------|
| 認定者数 (人) | 334 | 300 | 147 | 64 | 42 | 36 | 25 | 20 | 18 | 6 | 167 |
| 要支援認定者数 (人) | 186 | 56 | 46 | 29 | 35 | 18 | 10 | 4 | 11 | 2 | 79 |
| 要支援1 (人) | 104 | 27 | 21 | 9 | 16 | 5 | 3 | 3 | 5 | 1 | 42 |
| 要支援2 (人) | 82 | 29 | 25 | 20 | 19 | 13 | 7 | 1 | 6 | 1 | 37 |
| 要介護認定者数 (人) | 148 | 244 | 101 | 35 | 7 | 18 | 15 | 16 | 7 | 4 | 88 |
| 要介護1 (人) | 63 | 85 | 24 | 10 | 2 | 10 | 2 | 6 | 2 | 0 | 32 |
| 要介護2 (人) | 43 | 39 | 20 | 8 | 4 | 2 | 3 | 5 | 1 | 2 | 16 |
| 要介護3 (人) | 22 | 49 | 25 | 7 | 1 | 2 | 6 | 1 | 4 | 0 | 22 |
| 要介護4 (人) | 15 | 40 | 17 | 3 | 0 | 4 | 4 | 1 | 0 | 0 | 12 |
| 要介護5 (人) | 5 | 31 | 15 | 7 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 6 |
| 認定者数に占める割合 (%) | 28.8 | 25.9 | 12.7 | 5.5 | 3.6 | 3.1 | 2.2 | 1.7 | 1.6 | 0.5 | 14.4 |

(資料) みやこ町保険福祉課資料 (令和元年)

3 介護保険給付実績の状況

(1) 介護保険サービス事業量等の見込みに対する進捗状況

第7期計画における介護保険サービス事業量等の見込みに対する進捗状況をみると、主要指標のうち、第1号被保険者数は対計画比で平成30年100.8%、令和元年100.3%と概ね見込み通りとなっています。

要介護認定者数と要介護認定率についても、乖離は上下3ポイント以内と概ね見込み通りです。

給付費をみると、居住系サービスは概ね見込み通りですが、施設サービスと在宅サービスの実績値が計画値を10ポイント程度下回っています。

■主要指標

| | 実績値 | | 計画値 | | 対計画比 (実績値/計画値) | |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|--------|
| | 平成30年 | 令和元年 | 平成30年 | 令和元年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 第1号被保険者数 (人) | 7,715 | 7,684 | 7,650 | 7,664 | 100.8% | 100.3% |
| 要介護認定者数 (人) | 1,469 | 1,471 | 1,429 | 1,494 | 102.8% | 98.5% |
| 要介護認定率 (%) | 19.0 | 19.1 | 18.7 | 19.5 | 101.9% | 98.2% |
| 総給付費 (円) | 2,021,347,967 | 2,083,162,350 | 2,165,567,000 | 2,286,308,000 | 93.3% | 91.1% |
| 施設サービス (円) | 908,135,170 | 919,378,320 | 976,658,000 | 1,029,447,000 | 93.0% | 89.3% |
| 居住系サービス (円) | 388,444,890 | 396,765,235 | 390,059,000 | 402,607,000 | 99.6% | 98.5% |
| 在宅サービス (円) | 724,767,907 | 767,018,795 | 798,850,000 | 854,254,000 | 90.7% | 89.8% |
| 第1号被保険者1人あたり給付費 (円) | 262,002.3 | 271,103.9 | 283,080.7 | 298,317.8 | 92.6% | 90.9% |

【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。

「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報。

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

(資料) 地域包括ケア「見える化システム」

第7期計画におけるサービス別利用者数をみると、「短期入所療養介護（老健）」、「訪問リハビリテーション（令和元年）」で実績値が計画値を上回っています。

一方、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「訪問介護」、「訪問看護」、「居宅療養管理指導」、「地域密着型通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」では計画値を下回っています。

■ サービス別利用者数

| | | 実績値 | | 計画値 | | 対計画比 (実績値/計画値) | |
|----------------------------|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------------------|--------|
| | | 平成30年 | 令和元年 | 平成30年 | 令和元年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 施設サービス | 小計 (人) | 3,449 | 3,483 | 3,672 | 3,864 | 93.9% | 90.1% |
| | 介護老人福祉施設 (人) | 1,388 | 1,408 | 1,392 | 1,392 | 99.7% | 101.1% |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人) | 228 | 230 | 228 | 228 | 100.0% | 100.9% |
| | 介護老人保健施設 (人) | 1,740 | 1,775 | 1,932 | 2,124 | 90.1% | 83.6% |
| | 介護医療院 (人) | 0 | 31 | 0 | 0 | - | - |
| | 介護療養型医療施設 (人) | 100 | 43 | 120 | 120 | 83.3% | 35.8% |
| サ 居 ー 住 ビ 系 ス | 小計 (人) | 1,956 | 1,988 | 2,016 | 2,100 | 97.0% | 94.7% |
| | 特定施設入居者生活介護 (人) | 933 | 971 | 948 | 1,032 | 98.4% | 94.1% |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 認知症対応型共同生活介護 (人) | 1,023 | 1,017 | 1,068 | 1,068 | 95.8% | 95.2% |
| 在 宅 サ ー ビ ス | 訪問介護 (人) | 1,554 | 1,668 | 1,848 | 1,980 | 84.1% | 84.2% |
| | 訪問入浴介護 (人) | 101 | 110 | 108 | 108 | 93.5% | 101.9% |
| | 訪問看護 (人) | 899 | 1,028 | 1,176 | 1,260 | 76.4% | 81.6% |
| | 訪問リハビリテーション (人) | 46 | 61 | 48 | 48 | 95.8% | 127.1% |
| | 居宅療養管理指導 (人) | 1,933 | 2,040 | 2,436 | 2,664 | 79.4% | 76.6% |
| | 通所介護 (人) | 2,380 | 2,607 | 2,424 | 2,520 | 98.2% | 103.5% |
| | 地域密着型通所介護 (人) | 566 | 345 | 600 | 600 | 94.3% | 57.5% |
| | 通所リハビリテーション (人) | 1,416 | 1,636 | 1,500 | 1,620 | 94.4% | 101.0% |
| | 短期入所生活介護 (人) | 474 | 418 | 516 | 564 | 91.9% | 74.1% |
| | 短期入所療養介護（老健） (人) | 116 | 165 | 84 | 84 | 138.1% | 196.4% |
| | 短期入所療養介護（病院等） (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 福祉用具貸与 (人) | 5,201 | 5,543 | 5,256 | 5,748 | 99.0% | 96.4% |
| | 特定福祉用具販売 (人) | 115 | 98 | 144 | 156 | 79.9% | 62.8% |
| | 住宅改修 (人) | 184 | 177 | 264 | 288 | 69.7% | 61.5% |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 夜間対応型訪問介護 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 認知症対応型通所介護 (人) | 0 | 2 | 0 | 0 | - | - |
| | 小規模多機能型居宅介護 (人) | 300 | 307 | 312 | 324 | 96.2% | 94.8% |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 介護予防支援・居宅介護支援 (人) | 7,297 | 7,592 | 7,332 | 8,016 | 99.5% | 94.7% |

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

（資料）地域包括ケア「見える化システム」

第7期計画におけるサービス別給付費をみると、「訪問入浴介護」、「訪問リハビリテーション」、「通所介護」、「短期入所療養介護（老健）」、「福祉用具貸与」で実績値が計画値を上回っています。

一方、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「訪問介護」、「訪問看護」、「居宅療養管理指導」、「地域密着型通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」では計画値を下回っています。

■サービス別給付費

| | | 実績値 | | 計画値 | | 対計画比 (実績値/計画値) | |
|-----------------|--------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------------|--------|
| | | 平成30年 | 令和元年 | 平成30年 | 令和元年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 施設サービス | 小計 (円) | 908,135,170 | 919,378,320 | 976,658,000 | 1,029,447,000 | 93.0% | 89.3% |
| | 介護老人福祉施設 (円) | 319,333,978 | 327,003,605 | 317,843,000 | 317,986,000 | 100.5% | 102.8% |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (円) | 59,044,959 | 59,850,414 | 57,644,000 | 57,670,000 | 102.4% | 103.8% |
| | 介護老人保健施設 (円) | 493,357,678 | 503,192,296 | 556,374,000 | 608,974,000 | 88.7% | 82.6% |
| | 介護医療院 (円) | 0 | 13,267,986 | 0 | 0 | - | - |
| | 介護療養型医療施設 (円) | 36,398,555 | 16,064,019 | 44,797,000 | 44,817,000 | 81.3% | 35.8% |
| サ 居 住 系 サービス | 小計 (円) | 388,444,890 | 396,765,235 | 390,059,000 | 402,607,000 | 99.6% | 98.5% |
| | 特定施設入居者生活介護 (円) | 142,107,658 | 148,557,234 | 140,575,000 | 153,012,000 | 101.1% | 97.1% |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 (円) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 認知症対応型共同生活介護 (円) | 246,337,232 | 248,208,001 | 249,484,000 | 249,595,000 | 98.7% | 99.4% |
| 在宅サービス | 小計 (円) | 724,767,907 | 767,018,795 | 798,850,000 | 854,254,000 | 90.7% | 89.8% |
| | 訪問介護 (円) | 97,826,197 | 99,906,790 | 137,599,000 | 144,328,000 | 71.1% | 69.2% |
| | 訪問入浴介護 (円) | 7,108,122 | 7,739,980 | 5,760,000 | 5,762,000 | 123.4% | 134.3% |
| | 訪問看護 (円) | 36,742,297 | 40,243,148 | 42,189,000 | 45,480,000 | 87.1% | 88.5% |
| | 訪問リハビリテーション (円) | 1,909,466 | 2,970,063 | 1,889,000 | 1,999,000 | 101.1% | 148.6% |
| | 居宅療養管理指導 (円) | 27,730,291 | 30,504,089 | 35,568,000 | 38,994,000 | 78.0% | 78.2% |
| | 通所介護 (円) | 203,347,262 | 231,051,769 | 194,206,000 | 200,453,000 | 104.7% | 115.3% |
| | 地域密着型通所介護 (円) | 46,950,480 | 29,300,832 | 55,742,000 | 59,400,000 | 84.2% | 49.3% |
| | 通所リハビリテーション (円) | 84,253,644 | 101,210,135 | 91,895,000 | 103,912,000 | 91.7% | 97.4% |
| | 短期入所生活介護 (円) | 36,124,493 | 32,502,381 | 49,056,000 | 55,811,000 | 73.6% | 58.2% |
| | 短期入所療養介護（老健） (円) | 6,893,829 | 8,728,206 | 5,838,000 | 5,970,000 | 118.1% | 146.2% |
| | 短期入所療養介護（病院等） (円) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 福祉用具貸与 (円) | 44,928,374 | 50,886,582 | 41,250,000 | 44,401,000 | 108.9% | 114.6% |
| | 特定福祉用具販売 (円) | 3,352,739 | 3,104,920 | 3,658,000 | 3,997,000 | 91.7% | 77.7% |
| | 住宅改修 (円) | 16,344,271 | 15,842,048 | 24,776,000 | 27,130,000 | 66.0% | 58.4% |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (円) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 夜間対応型訪問介護 (円) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 認知症対応型通所介護 (円) | 0 | 114,912 | 0 | 0 | - | - |
| | 小規模多機能型居宅介護 (円) | 41,384,260 | 40,874,136 | 41,455,000 | 42,024,000 | 99.8% | 97.3% |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 (円) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 介護予防支援・居宅介護支援 (円) | 69,872,182 | 72,038,804 | 67,969,000 | 74,593,000 | 102.8% | 96.6% |

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

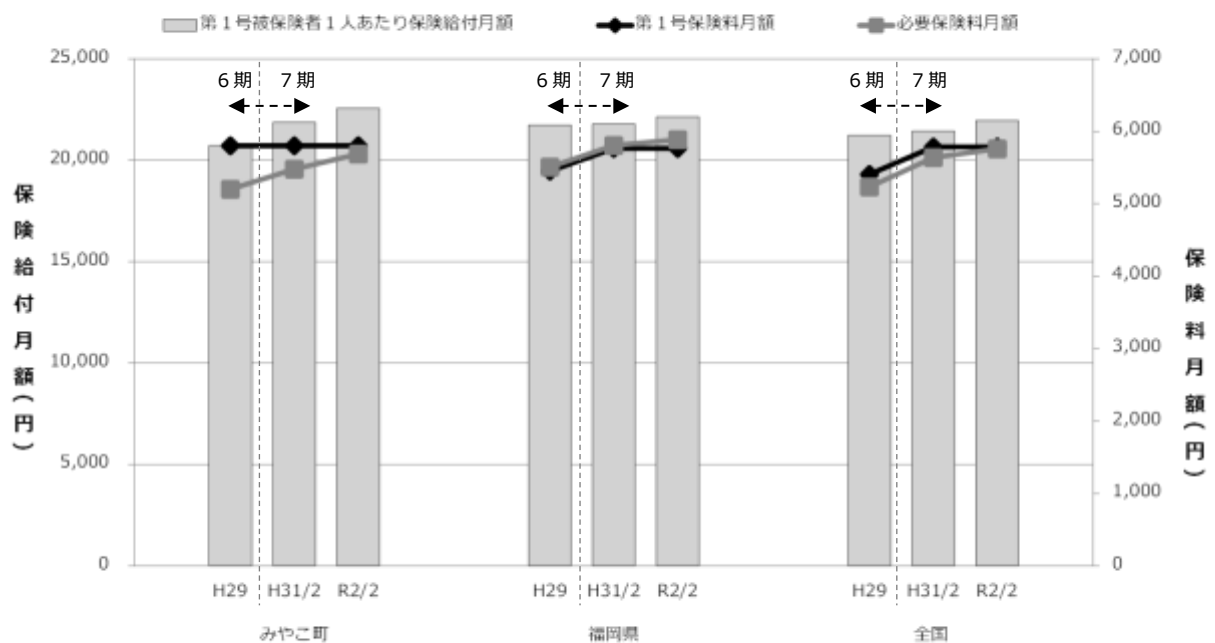
（資料）厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」

(2) 保険料の推移

第1号被保険者1人当たりの保険給付月額は2万円～2.2万円で推移しており、福岡県全体、全国と比較すると平成31年、令和2年においては高い金額で推移しています。

第7期の第1号保険料月額は5,800円で、必要保険料月額^{注1}に対し、平成31年は324円、令和2年は114円の乖離があり、必要保険料月額を上回っています。

■ 第1号被保険者1人当たり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額



| | みやこ町 | | | 福岡県 | | | 全国 | | |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H29 | H31/2 | R2/2 | H29 | H31/2 | R2/2 | H29 | H31/2 | R2/2 |
| 第1号被保険者1人あたり保険給付月額 (円) | 20,718 | 21,873 | 22,560 | 21,738 | 21,789 | 22,139 | 21,233 | 21,440 | 21,956 |
| 第1号保険料月額 (A) (円) | 5,800 | 5,800 | 5,800 | 5,450 | 5,763 | 5,763 | 5,405 | 5,784 | 5,784 |
| 必要保険料月額 (B) (円) | 5,199 | 5,476 | 5,686 | 5,507 | 5,803 | 5,886 | 5,230 | 5,635 | 5,758 |
| 差額 (A-B) (円) | 601 | 324 | 114 | -57 | -40 | -123 | 175 | 149 | 26 |

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(平成31年、令和2年のみ「介護保険事業状況報告」月報) 及び介護保険事業計画報告値

Hxx/Mと表示されている年度は、M月サービス提供分までの数値を用いて、当該年度の指標値を算出しています。

地域包括ケア「見える化システム」

^{注1} 介護保険料基準額設定のために保険者が推計した費用を、実績値に置き換えて算出したもの。

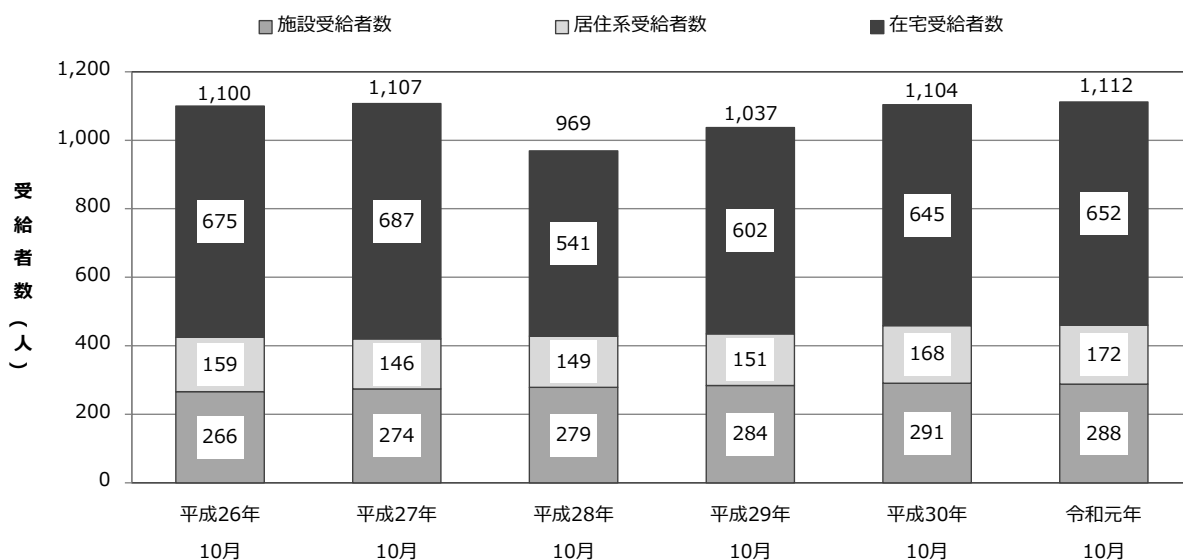
(3) サービスの受給者数・受給率の推移

受給者数全体は、平成28年で減少しましたが、平成29年度以降はやや増加に転じ、令和元年に1,112人となっています。第1号被保険者数に占める割合は、令和元年10月時点で14.5%となっています。

サービス類型別に第1号被保険者数に占める割合をみると、直近の3年間の在宅サービスはやや増加傾向になっています。

また、認定者数に占める受給者の割合は、平成27年と平成28年の間で10ポイント以上減少しましたが、平成29年度以降はやや増加に転じ、令和元年10月時点で75.6%と、要介護認定者のうち実際にサービスを利用していない人が減少しています。

■ 受給者数・受給率の推移

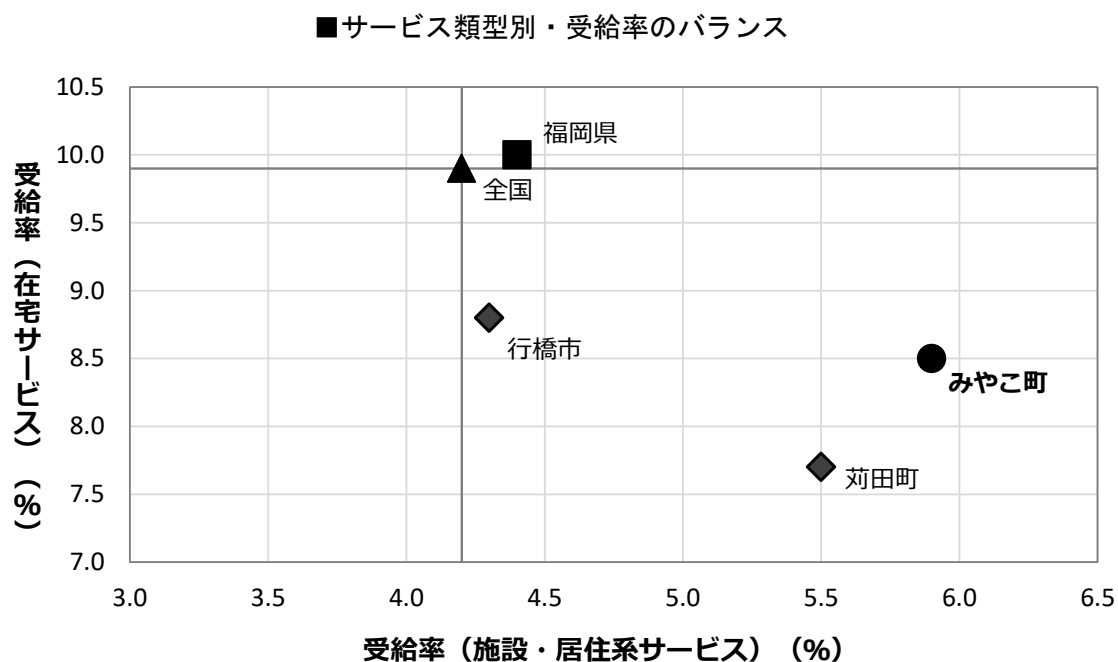


| | 平成26年10月 | 平成27年10月 | 平成28年10月 | 平成29年10月 | 平成30年10月 | 令和元年10月 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 第1号被保険者数 (10月末) (人) | 7,177 | 7,378 | 7,511 | 7,613 | 7,711 | 7,683 |
| 認定者数 (10月末) (人) | 1,318 | 1,325 | 1,340 | 1,416 | 1,486 | 1,470 |
| 受給者数 (人) | 1,100 | 1,107 | 969 | 1,037 | 1,104 | 1,112 |
| 施設サービス (人) | 266 | 274 | 279 | 284 | 291 | 288 |
| 居住系サービス (人) | 159 | 146 | 149 | 151 | 168 | 172 |
| 在宅サービス (人) | 675 | 687 | 541 | 602 | 645 | 652 |
| 第1号被保険者数に占める割合 (%) | 15.3 | 15.0 | 12.9 | 13.6 | 14.3 | 14.5 |
| 施設サービス (%) | 3.7 | 3.7 | 3.7 | 3.7 | 3.8 | 3.7 |
| 居住系サービス (%) | 2.2 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.2 | 2.2 |
| 在宅サービス (%) | 9.4 | 9.3 | 7.2 | 7.9 | 8.4 | 8.5 |
| 認定者数に占める割合 (%) | 83.5 | 83.5 | 72.3 | 73.2 | 74.3 | 75.6 |
| 施設サービス (%) | 20.2 | 20.7 | 20.8 | 20.1 | 19.6 | 19.6 |
| 居住系サービス (%) | 12.1 | 11.0 | 11.1 | 10.7 | 11.3 | 11.7 |
| 在宅サービス (%) | 51.2 | 51.8 | 40.4 | 42.5 | 43.4 | 44.4 |

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報
地域包括ケア「見える化システム」

(4) サービス類型別の受給率のバランス

在宅サービスの受給率と施設・居住系サービスの受給率のバランスを、隣接する行橋市・苅田町、福岡県全体や全国と比較すると、本町は「在宅サービスはやや低く、施設・居住系サービスは高い」ことがわかります。



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報
地域包括ケア「見える化システム」より作成

第3章 みやこ町の課題

1 地域包括ケアシステム構築のための仕組みづくり

国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現が求められています。本町においても、第5期計画より、地域包括ケアシステムの構築を目指した地域ネットワークづくりや介護予防の拠点整備等に取り組んできました。

一方で、地域包括支援センターの名称を知っている人は7割で、そのうち、よく知っている・利用したことがある人が1割強と、まだまだ住民の方に知られていないのが現状です。社会的に孤立しやすい高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯、山間部に暮らす高齢者等、様々な高齢者の状況を前提とした生活支援や、支え合い等の仕組みづくりの強化が必要です。

また、これからも高齢者が地域で暮らし続けるために、介護サービス事業所では既存のサービスに加え、医療サービスの必要性が高まっており、医療・介護の連携がますます重要になっています。更に、近年頻発する自然災害や、新型コロナウイルス感染拡大により、災害発生時の見守り体制の構築や、感染症発生に対する備えを充実させる必要があります。

2 介護予防の推進と在宅支援サービスの充実

本町の高齢化率は、令和2年で40.0%に達し、全国・福岡県よりも非常に高い水準で推移しており、中でも要介護状態のリスクが高まる後期高齢者が増加傾向にあります。本町の認定率は全国平均並みですが、軽度者の認定率が全国・福岡県よりも高く、軽度認定者が重度化していくと、町の介護保険財政にも大きな負担となることが今後も予想されます。

一方で、本町で実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、生活機能等の評価・判定結果を3年前の調査と比較すると、「運動低下リスク」・「転倒リスク」・「閉じこもり傾向リスク」・「IADL^{注1}低下リスク」の割合がやや減少するなど、介護予防事業の効果も見られます。

国においては、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に向けて関係法令が改正（令和元年）され、これまで制度ごとで実施していた保健事業と介護予防事業が一体的に実施されることで、効果的な疾病予防・重症化予防及び介護予防を行う体制が整備されています。

^{注1} 手段的自立度といい、高齢者の生活自立度を評価する参考となる。日常生活動作（日常生活を営む上で普通に行っている食事・排泄、移動等の基本的な行動）より複雑な、買い物や洗濯・掃除、金銭管理や服薬管理、乗り物での外出等をいう。

本町でも、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように、保健事業とも連携を図りながら、地域の特性に応じた介護予防・日常生活支援総合事業等の介護予防事業を更に推進していくとともに、介護給付では支えきれない、高齢者の多様なニーズにきめ細やかに対応すべく、在宅支援サービスの充実を図ることが必要です。

3 生涯現役の推進

身体的な健康だけでなく、うつや閉じこもりなどに関連の深い心の健康など、心身の健康を害することは高齢者の生活の質を考える上で大きな影響を及ぼします。

前述のとおり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「閉じこもり傾向リスク」該当者の割合は微減していましたが、「気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになる」、「物事に対して興味がわかないことがある」(『うつ傾向リスク』)については、3年前の調査結果から増減がみられず、およそ4割の方が該当している状況です。

また、趣味の活動や地域行事に参加するなど、高齢になっても地域で活躍できる居場所があることは、高齢者の生きがいづくり、健康保持・増進に大変有効です。高齢者が孤立することなく、安心して地域の中で暮らしていくために地域の関係団体が連携し、情報を共有し、高齢者を地域全体で見守るための体制整備が大切です。

4 認知症対策と権利擁護の推進

本町の要介護者等の介護が必要になった主な原因についてみると、「筋骨格系疾患」に次いで「認知症」が多くなっており、認知機能の低下が要介護状態に直結しやすいことが分かります。また、在宅介護実態調査からは、在宅で介護をする家族にとって「認知症状への対応」が大きな不安になっていました。認知機能を低下させないために予防施策を充実させるとともに、認知症への理解促進や認知症の人とその家族を支える仕組みづくりを、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域で行うことが重要です。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度を必要とする人の増加が見込まれるため、関係機関や周辺市町村と連携した課題解決への取り組みが必要です。

5 介護保険サービスの充実と質的向上

介護や支援を要する状態になっても、住み慣れた自宅や住居での生活を希望する高齢者も多いため、高齢者やその家族が必要な介護サービスを受けられるよう、適切にニーズ量を見込む必要があります。

また、介護保険制度は、公費と保険料を財源として運営され、介護や支援を必要とする高齢者を社会全体で支える制度です。このため、制度の運営が適正に行われるよう、介護サービス事業所による不適切な請求や利用者の状態に合わないサービス利用について厳正に対処し、制度の適正な運営を継続的に行っていくことが重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、第5期計画から、計画の基本理念を「一人ひとりがいつまでも元気で、自分らしく生きられる長寿のまち」として、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

国は、今回策定する第8期の計画について、令和7（2025）年に向け地域包括ケアシステムを推進するとともに、令和22（2040）年を見据え、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取り組みの強化を図るものと位置づけています。

そこで、本計画の基本理念についても、これまでの計画を継承するものとして、国の介護保険制度改正の趣旨を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において生活し続けることができるよう、地域の関係団体等と連携・協働して、「地域包括ケアシステム」のさらなる充実・強化に取り組めます。

基本理念

一人ひとりがいつまでも元気で、
自分らしく生きられる長寿のまち

2 基本目標

計画の基本理念を実現するため、以下の5つの基本目標を定め、各種施策・事業の推進に取り組みます。

基本目標1 地域包括ケアシステム構築のための仕組みづくり

地域共生社会の実現の一端を担う地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療と介護の連携体制の構築に引き続き取り組み、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進していきます。

基本目標2 介護予防の推進と在宅支援サービスの充実

介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、介護予防に重点をおきながら、関係機関と連携して地域で継続して取り組める体制整備を推進するとともに、介護保険サービス以外の高齢者福祉サービスの充実に努め、高齢者が元気で自立した生活を支援します。

基本目標3 生涯現役の推進

高齢者の健康寿命の延伸と加齢に伴う心身機能の低下予防に努めるとともに、高齢期以前の生活習慣病予防や健康づくり支援のさらなる充実・強化を図ります。また、閉じこもり傾向が強くなる高齢期をいきいきと過ごしてもらえるよう、高齢者の生きがいづくり、社会参加を促進するための機会づくりに努めます。

基本目標4 認知症対策と権利擁護の推進

認知症施策推進大綱^{注1}に基づいた認知症に対する正しい理解を普及・啓発するとともに、認知症の予防、認知機能を低下させないための施策に地域と連携して取り組みます。また、虐待や消費者被害等の権利侵害から高齢者を守るため、地域包括支援センターや社会福祉協議会、周辺市町との広域連携体制を構築し、引き続き高齢者の権利擁護に努めます。

基本目標5 介護保険サービスの充実と質的向上

介護サービス量について、令和7（2025）年、令和22（2040）年を視野に入れて、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤の整備や、地域医療構想との整合性を勘案した上で、本町の実情に応じて適切に見込み、各サービスの充実・強化を図るとともに、適正な保険料の設定に努めます。また、介護保険事業を円滑に運営するための取り組みとして、住民に対する情報提供や相談・苦情対応、サービスの質の確保、給付の適正化対策等に取り組みます。

^{注1} 「共生」と「予防」を柱とした取り組みを推進し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指すもの（令和元年・認知症施策推進関係閣僚会議決定）。

3 計画の体系

| 基本目標 | 主要施策 | 事業 |
|---|------------------------|--|
| 基本目標 1 地域包括ケアシステム構築のための仕組みづくり | 1 地域で支え合う仕組みづくり | (1) 地域包括支援センター機能の充実 (2) 地域の見守りネットワークづくり (3) 福祉人材の確保・育成に向けた支援 (4) 防災・防犯・感染症対策に係る体制の充実 (5) 情報提供体制の充実 |
| | 2 医療・介護の連携 | (1) 在宅医療・介護の連携 |
| | 3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり | (1) 住まいの確保 (2) 高齢者の交通・外出環境の整備 |
| 基本目標 2 介護予防の推進と在宅支援サービスの充実 | 1 介護予防の推進 | (1) 総合事業の充実 |
| | 2 在宅支援サービスの充実 | (1) 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実 |
| 基本目標 3 生涯現役の推進 | 1 疾病予防・健康づくりの推進 | (1) 生活習慣病の早期発見・発症予防と重症化予防の徹底 (2) 生活習慣改善の推進 |
| | 2 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進 | (1) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進 |
| 基本目標 4 認知症対策と権利擁護の推進 | 1 認知症施策の推進 | (1) 認知症に対する正しい知識の普及・啓発 (2) 認知症の予防 (3) 認知症の早期発見・早期対応 (4) 認知症ケアの推進 |
| | 2 高齢者の権利擁護の推進 | (1) 権利擁護事業の普及・啓発 |
| 基本目標 5 介護保険サービスの充実と質的向上 | 1 介護保険サービスの充実 | (1) 居宅サービス (2) 地域密着型サービス (3) 施設サービス |
| | 2 介護保険サービスの質の確保と適正化 | (1) 介護保険サービスの質の確保と適正化 |

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分するものです。

国では、高齢者の生活の継続性、介護資源の地域格差の是正、介護資源を拡充するための財源等を総合的に判断すると、2～3万人程度で1圏域とすることが望ましいという基本的な考え方を示されています。

本町では、人口が約2万人程度と小規模な町であることから、日常生活圏域を1圏域として設定します。

第2編 各論

基本目標1

第1章 地域包括ケアシステム構築のための仕組みづくり

1 地域で支え合う仕組みづくり

地域包括支援センターをはじめとして、関係機関や地域が連携し、ネットワークづくりを進め、その中で互助の精神を育み、共助のまちづくりを進め、高齢者が地域の中で地域の仲間に支えられながら、生活できる環境づくりを進めます。

(1) 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターは、保健・医療・福祉をはじめ、地域の様々なサービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう支援する機関で、地域包括ケアシステムにおいて中心的役割を果たします。地域共生社会実現に向けて、地域包括支援センターは様々な職種と協働した更なる体制強化に努める必要があります。

地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化を図っていきます。

| | |
|---|----------------------|
| ①地域包括支援センターの主な業務内容【包括的支援事業】 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| <p>○介護予防ケアマネジメント 要介護状態になるおそれの高い高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を主として行うものです。</p> <p>○総合相談支援事業 高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや制度の利用につなげるための支援を行うものです。業務内容としては、総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握などがあります。</p> <p>○権利擁護事業 権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。業務内容としては、高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援などがあります。</p> <p>○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるようにするため、高齢者やその家族が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように環境を整備します。また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践することができるように、助言等のサポートを行います。</p> | |

| | |
|---|----------------------|
| ②適切な人員体制の確保 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| <p>高齢化の進行（要介護・要支援者の増加）に伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況及び休日・夜間の対応状況等を勘案し、地域包括支援センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行えるよう、適切な人員体制の確保に努めます。</p> | |

| | | | | | |
|--|-------|----------------------|-------|-------|-------|
| ③地域ケア会議の推進 | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
| <p>高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活ができるよう、介護支援専門員及び保健医療や福祉に関する専門職、その他関係機関など多様な関係者が協働し、高齢者の自立支援に向けた取り組みを検討する地域ケア会議を月に1回実施します。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を、更に地域づくりや政策形成に結び付けていくことが、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、町と地域包括支援センターが緊密に連携かつ役割分担をしながら、一体的に取り組みます。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域ケア会議開催回数 (回) | 11 | 10 | 12 | 12 | 12 |

| | |
|--|-------|
| ④定期的な事業評価の実施 | 保険福祉課 |
| <p>地域包括支援センターの効率的な運営を継続するため、第三者機関による評価等事業評価を定期的に実施する仕組みを構築します。</p> | |

| | | | | | |
|---|-------|----------------------|-------|-------|-------|
| ⑤地域包括支援センターの周知 | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
| <p>令和2年度より地域包括支援センターは業務委託されており、地域包括支援センターの名称や業務内容を、地域の住民・関係者に周知するため、広報紙やパンフレットだけでなく、自治会等への説明、地域の会合・行事への参加、出前講座の活用等、あらゆる方法・機会を通じた継続的な取り組みを行います。</p> <p>また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査により、住民の地域包括支援センターの周知率を把握し、今後の評価につなげます。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域包括支援センター 周知率 (%) | 70.4 | 70.4 | 75.0 | 75.0 | 75.0 |

| | | | | | |
|--|--|----------------------|--|--|--|
| ⑥みやこ町介護事業者連絡会 | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
| <p>介護保険制度運営上のキーパーソンとして位置づけられる介護支援専門員や介護保険サービス事業者、介護施設従事者に対して、互いの資質向上と情報交換することを目的に研修会等を開催します。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|--|----------------------|--|--|--|
| ⑦近隣市町村との連携 | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
| <p>生活圏や医療圏が同じ行橋市や苅田町と広域的な連携を図り、高齢者の様々な支援施策を提供することを目的に、会議などを行っていきます。</p> | | | | | |

| | |
|---|------------------------------|
| ⑧生活支援コーディネーターの配置・協議体の検討 | 保険福祉課、社会福祉協議会、 地域包括支援センター |
| <p>高齢者の生活支援の体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援等のサービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を進めます。</p> <p>また、生活支援コーディネーターとサービスの提供主体が、定期的な情報共有及び連携強化の場として協議体を設置し、地域における以下の取り組みを構築していきます。</p> <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域のニーズと資源の状況の見える化・問題提起 (イ) 地域組織等、多様な主体への協力依頼等の働きかけ (ウ) 関係者のネットワーク化 (エ) 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 (オ) 生活支援の担い手の養成やサービスの開発 | |

(2) 地域の見守りネットワークづくり

高齢者見守りネットワークの構築や、関係機関と連携した地域の見守り体制を整え、高齢者の孤立化を防ぎます。

| | |
|--|----------------------|
| ①高齢者見守りネットワークの構築 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| <p>見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続するために、地域包括支援センターをはじめ、民生委員児童委員や町内店舗、事業所等関係機関が相互に連携して効果的な支援が行えるよう見守り体制を構築します。</p> | |

| | |
|--|---------------|
| ②社会福祉協議会との連携 | 保険福祉課、社会福祉協議会 |
| <p>社会福祉協議会は、様々な事業の実施を通じて、地域福祉の推進を図っています。特に緊急支援ネットワーク相談員は、家庭や生活での悩みや問題についての相談を受けるなど、直接の支援を行っています。今後も協働して様々な事業を実施し、高齢者にとって、よりよいサービスの提供と環境の整備に努めます。</p> | |

| | |
|---|---------------|
| ③民生委員児童委員活動 | 保険福祉課、社会福祉協議会 |
| <p>民生委員児童委員と行政、地域包括支援センター等の協力体制を強化し、潜在的な要援護者の掘り起こしと情報共有により、サービス実施の円滑化を図ります。</p> | |

| | |
|---|-------------------------|
| ④避難行動要支援者の避難支援体制の整備 | 保険福祉課、総務課、 子育て・健康支援課 |
| <p>「避難行動要支援者名簿」を民生委員児童委員等の活動を通して、住民に広く知ってもらい、災害時に支援を必要とする人の把握を進めるとともに、支援が必要な人に対して災害時にスムーズに避難誘導が行える体制づくりを行います。</p> | |

| | |
|---|------------------------------|
| ⑤地域資源を活用したネットワークの形成 | 保険福祉課、社会福祉協議会、 地域包括支援センター |
| <p>栄養改善が必要な高齢者に対しての配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センターに報告する等、地域資源を活用したネットワークを形成していきます。</p> | |

(3) 福祉人材の確保・育成に向けた支援

今後も高齢者の適切な介護・福祉サービスを提供していくためには、福祉人材の確保と育成が大変重要になっています。また、介護従事者の事務負担を軽減するため、介護現場の業務の効率化を図ることが求められています。

このため、県と連携した計画的な人材確保に努めるとともに、地域住民の福祉についての意識を高め、町は活動への支援や研修会等の機会の確保、民生委員児童委員等のサポート役を育成します。更に、介護保険サービスの指定申請様式等の手続の簡略化や、指導の標準化・効率化を図ることにより、より効率的な実施指導を検討します。

| | |
|---|---------------|
| ①ボランティア活動の推進 | 保険福祉課、社会福祉協議会 |
| <p>社会福祉協議会を中核として、団塊の世代をはじめ、地域の様々な人材と経験を生かす取り組みを推進します。併せて福祉の分野だけでなく、多様な分野でのボランティア活動の展開を支援します。また、地域の各種団体と連携することで、多種多様な課題に対応できるようにします。</p> | |

| | |
|--|---------------|
| ②福祉教育・福祉体験活動 | 保険福祉課、社会福祉協議会 |
| <p>福祉教育・福祉体験活動の推進を図り、福祉に対する意識を醸成するとともに、学んだ福祉力を地域に還元し、福祉人材の育成に努めます。</p> | |

| | | | | | |
|--|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| ③認知症サポーター養成講座 | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | | |
| <p>認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者を含め、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。</p> <p>また、フォローアップ講座も併せて行い、認知症高齢者とその家族に対する直接的な支援を視野に入れたボランティアの育成（ほっとサポーター）にも取り組んでいます。</p> <p>現在、34名のほっとサポーターが、認知症になっても安心して暮らしていける町づくりを目指し活動しています。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症サポーター数(人) | 4,189 | 4,300 | 4,500 | 4,700 | 4,900 |
| ほっとサポーター数(人) | 45 | 34 | 40 | 45 | 55 |

| | |
|---|----------------------|
| ④訪問型サービスA 従事者養成講習会（新規） | 保険福祉課、 シルバー人材センター |
| <p>介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスAによる家事支援の担い手の育成を目的に、2年に1回、福岡県シルバー人材センター連合会と町が協働で、「家事援助講習会」を実施し、町の現状や高齢者の基本的理解、認知症に関する知識と対応、介護サービスの基本と家事援助の方法等について学びます。受講修了者においては、みやこ町シルバー人材センターに会員登録をし、訪問型サービスAによる家事支援の担い手として活動しています。今後更に需要が高まることが見込まれるため、計画的な人材確保に努めます。</p> | |

（４）防災・防犯・感染症対策に係る体制の充実

災害時に避難行動要支援者への支援を的確に行えるよう地域防災計画に基づき、日頃より地域における防災訓練等を通して地域ネットワークを構築するとともに、避難行動要支援者名簿の周知と、地域の民生委員児童委員と情報の共有を図ります。

また、高齢者が地域で安心して生活を送れるよう、引き続き消費者被害に対する未然防止の意識啓発に努めます。

更に、令和2年から新型コロナウイルスが世界的に流行し、わが国でも感染が拡大しました。免疫機能は運動能力等と同様に年齢とともに衰えていくため、高齢者にとって感染症予防・拡大防止の対策は重要です。感染症予防・拡大防止に向けて、県や関係機関と連携し体制の整備に努めます。

| | |
|---|-------------------------|
| ①避難行動要支援者の避難支援体制の整備【再掲】 | 保険福祉課、総務課、 子育て・健康支援課 |
| <p>「避難行動要支援者名簿」を民生委員児童委員等の活動を通して、住民に広く知ってもらい、災害時に支援を必要とする人の把握を進めるとともに、支援が必要な人に対して災害時にスムーズに避難誘導が行える体制づくりを行います。</p> | |

| | |
|--|-----------|
| ②福祉避難所の指定 | 保険福祉課、総務課 |
| <p>災害時に、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障がい者等が安心して避難生活を送ることができるよう、条件に適合した事業所を活用していく方向で協議を進めます。福祉避難所については、地域防災計画において、今後指定箇所の拡大を図ります。</p> | |

| | | | | | |
|---|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
| ③自主防災組織への支援 | 保険福祉課、総務課、 子育て・健康支援課 | | | | |
| <p>「避難行動要支援者名簿」の更新など、最新の情報提供及び一人ひとりの特性に応じた支援方法の助言などを行います。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自主防災組織の数(力所) | 36 | 38 | 40 | 42 | 44 |

| | |
|---|-----------|
| ④犯罪の未然防止 | 保険福祉課、総務課 |
| <p>犯罪を未然に防ぐため、地域、警察署、行政が連携して情報共有しながら、高齢者宅への個別訪問、啓発チラシや啓発グッズの配布、防災無線での呼びかけ等を行います。また、町の広報紙等を活用し、高齢者の防犯意識の向上を図るなど、今後も犯罪の未然防止に努めます。</p> | |

| | |
|--|---------------------|
| ⑤「みやこ町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく感染症対策（新規） | 保険福祉課、総務課、子育て・健康支援課 |
| <p>「みやこ町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく感染症対策の強化を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、福岡県や介護保険事業所等と連携し、感染症発生時の支援体制の構築を推進し、早期終息・蔓延防止に向けた支援を行います。</p> | |

（５）情報提供体制の充実

個別のパンフレットや広報紙等を活用し、高齢者が生活に必要な情報を得て、適切なサービスが利用できるように情報提供体制を整えます。

| | |
|---|--------------------------|
| ①様々な媒体・機会を活用した情報発信 | 保険福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センター |
| <p>高齢者にとって必要な医療・介護・福祉情報が効果的に得られるように、相談窓口や訪問、サロン等の機会を利用した情報発信を行うとともに、住民にとって身近な広報誌の活用や、高齢者支援に関するホームページの作成等を実施します。</p> | |

2 医療・介護の連携

高齢化の進行に伴い、在宅での医療ケアを受けている要介護認定者への支援など、在宅医療が果たす役割はますます重要になっています。国は、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築のために、地域における医療・介護の総合的な確保を推進しています。本町でも医療・介護の連携を進めるとともに、在宅医療の一層の充実を図っていきます。

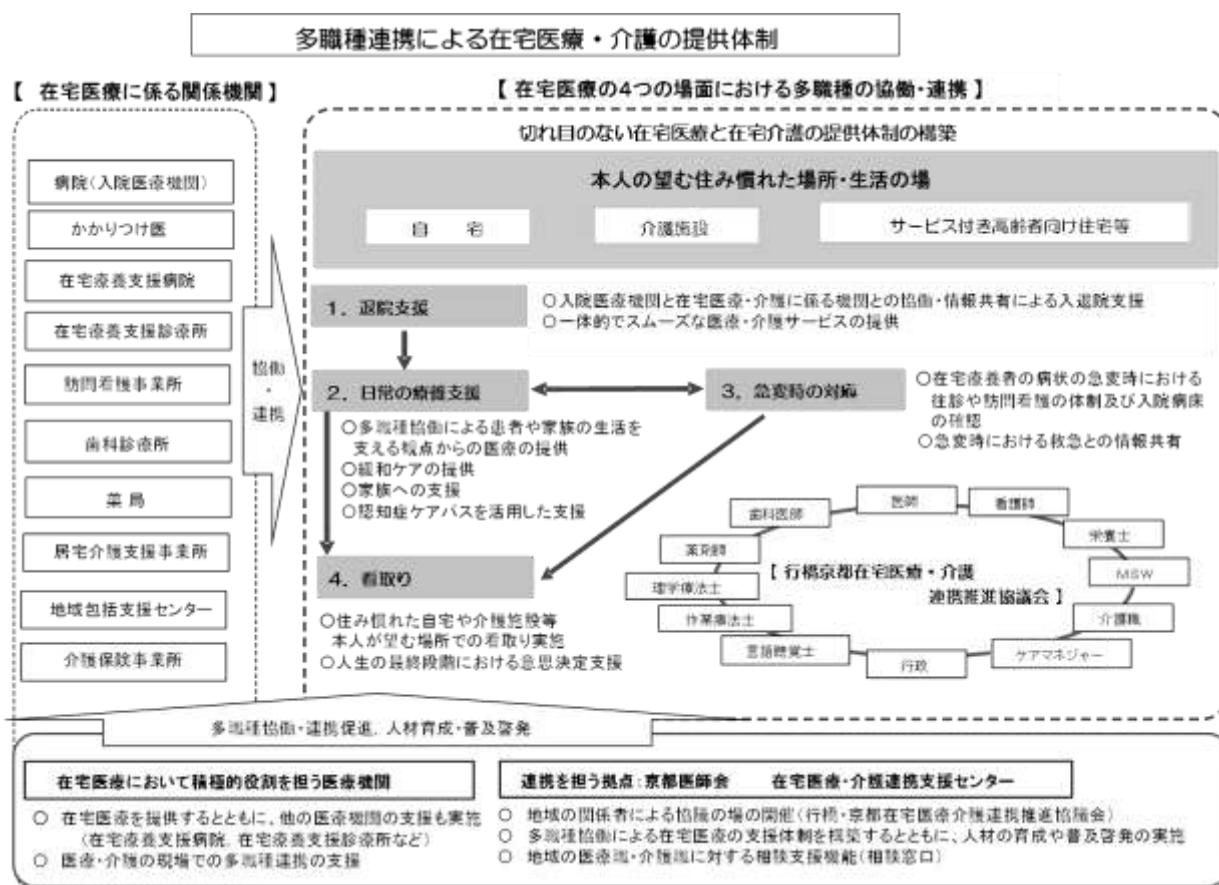
(1) 在宅医療・介護の連携

高齢者が必要な医療や介護を受けながら地域で安心して暮らし続けることができるようにするために、在宅医療・介護の連携に必要な体制を充実させる必要があります。

そのために、本町においては、行橋市・苅田町との広域連携により、在宅医療・介護連携のさらなる強化を図ります。

また、「行橋京都在宅医療・介護連携推進協議会」を開催し、医療と介護の多職種ネットワークの構築を図ります。

■行橋京都在宅医療・介護連携推進体制



【行橋京都在宅医療・介護連携推進協議会】

| | |
|---|----------------------|
| ①在宅医療連携にかかる施策の検討の推進 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| <p>切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築にあたっては「①入退院支援」「②日常の療養支援」「③急変時の対応」「④看取り」といった4つの場面に応じた医療・介護の連携体制の確保が重要です。今後も「京都医師会 在宅医療・介護連携支援センター」を中心に、地域の関係者による協議の場の開催、多職種協働による在宅医療の支援体制の構築、人材育成・普及啓発等を推進します。</p> <p>[取り組み内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現状分析・課題抽出・施策立案 <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の医療・介護の資源の把握 ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出 ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 2 対応策の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ② 地域住民への普及啓発 ③ 医療・介護関係者の情報共有の支援 ④ 医療・介護関係者の研修 3 対応策の評価・改善 | |

3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らせるまちを目指し、住まいの確保や高齢者の交通安全対策等の充実を進めます。

(1) 住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、住環境の整備を支援します。本町では、9割以上の高齢者が戸建てに居住しているため今期計画では整備の必要性はないと考えます。

| | |
|---|-------|
| ①サービス付き高齢者向け住宅の整備 | 保険福祉課 |
| サービス付き高齢者向け住宅は、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。今期計画では整備の必要性はないと考えます。 | |

| | |
|---|-------|
| ②軽費老人ホーム | 保険福祉課 |
| 身の回りのことは自分で対処することができるが、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、身寄りのない人または家庭の事情等によって家族との同居が困難な方が入所する施設です。現在、ケアハウスが1施設あり、今期計画では整備の必要性はないと考えます。 | |

| | | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③養護老人ホーム | 保険福祉課 | | | | |
| 環境上の理由及び経済的理由のため、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象に、養護老人ホームで生活できるよう入所手続きを行います。措置入所施設であるため、入所調査・判定が必要となります。措置の必要な方の生活の場所を確保するため、今後も適切な措置を継続していきます。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数(人/月) | 5 | 5 | 7 | 7 | 7 |

| | | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ④高齢者等住宅改造助成事業 | 保険福祉課 | | | | |
| 世帯生計中心者の住民税及び前年度所得税非課税世帯のうち、介護保険にて住宅改修を限度額まで利用した方で、自宅を改造することにより自立が助長される方を対象に、階段やトイレ、浴室などの手すり設置、段差の解消など、高齢者に適するように住宅を改造する費用の一部を助成します。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用件数(件) | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |

(2) 高齢者の交通・外出環境の整備

利便性と安全性に配慮された快適で住みよいまちづくりを推進するため、気軽に外出でき、公共施設などを利用できるよう、道路や公共施設の整備を進めます。また、外出手段のない高齢者のための交通手段の確保に努めます。

| | |
|--|-------------|
| ①公共施設のバリアフリー化 | 保険福祉課、行政経営課 |
| 役場などの公共施設が高齢者にとって利用しやすい施設であるか点検し、不十分な場合は、随時整備・改善に努めます。 | |

| | |
|--|-------|
| ②道路等のバリアフリー化 | 保険福祉課 |
| 移動はあらゆる生活活動に伴い発生する要素であり、高齢者の社会参加を支える基礎となります。その障壁を取り除き、高齢者が安全に安心して暮らせる道路交通環境づくりを行うことが重要な課題です。バリアフリー新法に基づき適切なバリアフリー化を進めます。 | |

| | |
|---|-------------|
| ③あいのりタクシーの運行 | 保険福祉課、行政経営課 |
| 高齢者等に対する日常生活の利便性向上を図るため運行している「あいのりタクシー」の活用により、高齢者等の社会参加を図ります。 | |

| | |
|--|-------|
| ④高齢者運転免許自主返納支援事業（新規） | 保険福祉課 |
| 自ら運転免許証を返納した高齢者に対して、日常生活の利便性向上と社会活動の範囲拡大のため、タクシー共通回数券を交付します。 | |

基本目標2

第2章 介護予防の推進と在宅支援サービスの充実

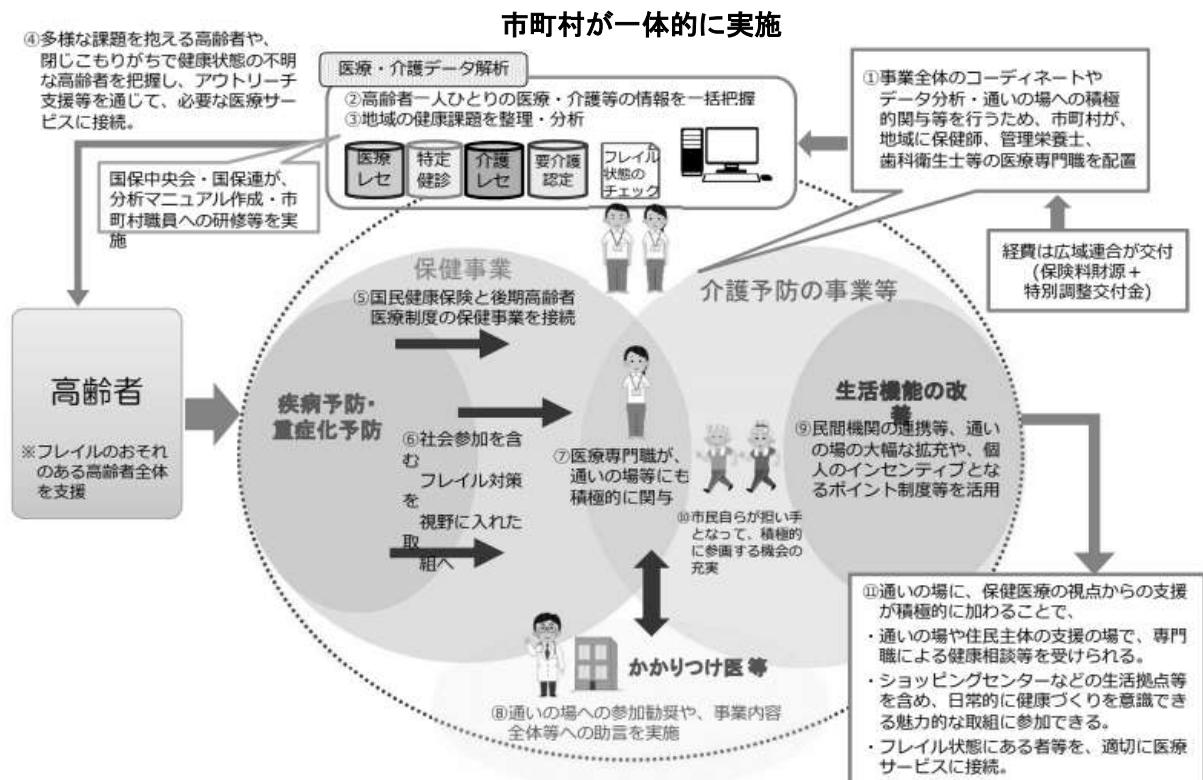
1 介護予防の推進

高齢者が要介護状態等や寝たきりになることなく、地域で自分らしく暮らし続けることができるように、介護予防の考え方と取り組みを広げていくことが大切です。

更に国においては、人生100年時代を見据え、健康寿命を延伸するために、高齢者の介護予防・健康づくりを推進することが重要であり、フレイル^{注1}対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する必要があるとしています。

引き続き、地域の関係機関や住民等と連携しながら、より本町の実情に応じたサービスの拡充を図ります。

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージ



(資料) 社会保障審議会 介護保険部会 平成31年3月

注1 フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられますが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

(1) 総合事業の充実

健康づくり・介護予防の取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。介護予防・日常生活支援総合事業については、より効果的な事業として展開するため、新たなサービスの構築を含め、対象者等の弾力化の検討及び、関係機関等と連携した事業の検討・整備を行ってまいります。

| ①介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス） | | 保険福祉課 | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| <p>今後、後期高齢者の増加に伴い、多様な生活上の困りごとへの支援が必要となる単身高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加が予想されます。このような高齢者の在宅生活を支えるため、支え手としてボランティアや民間団体等、多様な主体に広げ、地域課題に応じた重層的なサービスを提供する体制を構築していきます。</p> <p>■訪問介護 訪問介護員が高齢者の居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。主に行橋・京都管内の指定事業者が行います。</p> <p>■訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） 家事支援等の一定の研修を受けたみやこ町シルバー人材センターの登録会員が、掃除や買い物などの生活援助を行います。</p> <p>■訪問型サービスB（住民主体による支援） 住民主体の自主活動として、ゴミ出しや買い物支援等の生活援助を行うものです。現在、本町では整備していませんが、必要に応じて検討していきます。</p> <p>■訪問型サービスC（短期集中予防サービス） 3～6か月の短期間において、保健師や理学療法士、管理栄養士等の専門職が高齢者の居宅を訪問し、状況を踏まえながら相談指導を行います。</p> <p>■訪問型サービスD（移動支援） 介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を行うものです。現在、本町では整備していませんが、必要に応じて検討していきます。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 総合事業利用実数（人） | 151 | 155 | 165 | 170 | 175 |
| 訪問介護利用実人数（人） | 105 | 110 | 110 | 110 | 110 |
| 訪問型サービスA 利用実人数（人） | 38 | 40 | 45 | 50 | 55 |
| 訪問型サービスC 利用実人数（人） | 8 | 5 | 10 | 10 | 10 |

| ②介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス） | | 保険福祉課 | | | |
|---|-------|---------|---------|---------|---------|
| <p>今後更に、後期高齢者が増加する中、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、生活機能の維持・向上を目的とした機能訓練等の提供体制の構築、高齢者の社会参加を積極的に促し、介護予防を推進します。</p> <p>■通所介護 介護保険サービスと同様、利用者が送迎バスで事業所に通い、生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。主に行橋・京都管内の指定事業者が行います。</p> <p>■通所型サービス A（緩和した基準によるサービス） 人員等を緩和した基準による事業者やボランティア等が実施するミニデイサービスです。現在、本町では整備していませんが、必要に応じて検討していきます。</p> <p>■通所型サービス B（住民主体による支援） 有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体の体操や運動等の活動支援です。現在、本町では整備していませんが、必要に応じて検討していきます。</p> <p>■通所型サービス C（短期集中予防サービス） 3～6 か月の短期間においてリハビリを集中的に行い、生活機能を改善するための運動器の機能向上を目指します。町内 2 か所で実施していますが、今後各地区でサービス展開できるよう体制の整備に向け、調整をします。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 利用実数（人） | 286 | 295 | 300 | 315 | 330 |
| 通所介護利用実人数（人） | 253 | 260 | 260 | 270 | 280 |
| 通所型サービス C 利用実人数（人） | 33 | 35 | 40 | 45 | 50 |

| ③介護予防・生活支援サービス事業 （その他の生活支援サービス） | | 保険福祉課 | | | |
|---|-------|---------|---------|---------|---------|
| <p>■配食 栄養改善や見守りを目的とした配食サービス事業ですが、特に要支援認定者や事業対象者の方に対しては、基本チェックリスト等によるモニタリングや評価を行いながら、低栄養の予防や高齢者の見守り強化に努めます。</p> <p>■見守り 住民ボランティアなどが行う定期的な安否確認や見守りです。現在、地域によっては住民主体による定期的な見守り活動が展開されていますが、今後更に地域包括支援センターや関係団体などと連携を図りながら、見守り体制の強化に努めます。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 配食利用実数（人） | 60 | 70 | 75 | 80 | 85 |

| ④一般介護予防事業（介護予防把握事業） | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
|---|-------|----------------------|-------|-------|-------|
| <p>閉じこもり等何らかの支援を要し、要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期に把握するため、地域包括支援センターの地域担当相談員等が、町内の75歳・80歳の方及び81歳以上で要介護認定を受けていない方を対象に個別訪問を行い、基本チェックリスト等による要介護リスク等を把握します。必要な場合は、随時、町との情報共有、連携を密に図りながら、自立支援や重症化防止のための介護予防活動へつなげていきます。また、関係各課との調整、医療機関や民生委員児童委員等地域住民等との連携による情報等も、随時活用していきます。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用件数（件） | 1,723 | 1,800 | 2,000 | 2,050 | 2,100 |

| ⑤一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業） | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
|---|-------|----------------------|-------|-------|-------|
| <p>介護予防や要介護状態等の軽減、悪化の防止を目的として、住民に介護予防活動の重要性を普及啓発していきます。地域ケア会議等において挙げた地域の課題を明確にし、必要な介護予防の普及啓発事業に生かしていきます。</p> <p>具体的には、介護予防教室やサロンの場、一般住民の集まる場所を活用し、介護予防についての普及啓発を行っていきます。また、令和元年度からは、近年特に介護予防に効果が高いと評価されているケア・トランポリンを利用した教室を導入しています。</p> <p>更に、地域包括支援センターが行う介護予防把握事業の個別訪問時にも、チェックリスト等に基づいて準備したパンフレット等を配布し、その方々に必要な介護予防についての普及啓発を図っていきます。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 教室実施回数（回） | 20 | 15 | 35 | 40 | 45 |
| ケア・トランポリン 実施個所数（カ所） | 1 | 3 | 5 | 7 | 9 |

| ⑥一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業） | | 保険福祉課、社会福祉協議会 | | | |
|--|-------|---------------|-------|-------|-------|
| <p>地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。サロン活動への講師派遣や新規の立ち上げ支援、サロンのリーダー養成講座など、地域介護予防活動への支援や指導・助言等を行います。また、サロンに限らず、住民主体の多様な地域活動組織の育成支援として、生活支援コーディネーター等による生活支援体制整備事業との連携を図ります。更に、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、高齢者社会参加促進事業を実施し、サロン等高齢者の通いの場の拡充・拡大を図り、新たな仲間づくりや生きがい活動の場として、高齢者の介護予防及び地域づくりを推進します。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 高齢者社会参加促進事業登録箇所数（カ所） | 28 | 29 | 31 | 33 | 35 |
| 高齢者社会参加促進事業のべ参加人数（人） | 4,602 | 2,000 | 4,800 | 5,000 | 5,200 |

| | |
|--|-------|
| ⑦一般介護予防事業（一般介護予防事業評価事業）（新規） | 保険福祉課 |
| <p>効率的・効果的な総合事業実施のため、PDCA サイクルに沿った事業の推進を行っていきます。</p> <p>介護保険事業計画において定められた目標値の達成状況等の検証を行い、また、あわせて保険者機能強化推進交付金に係る評価指標についても確認し、地域づくりの観点から総合事業全体を評価、その評価結果に応じて、予算や施策の充実及び事業全体の改善に取り組んでいきます。</p> <p>更に、調査結果については、介護予防普及啓発事業における住民への情報提供に活用する等、データの利活用の推進を行っていきます。</p> | |

| | |
|--|----------------------|
| ⑧一般介護予防事業 （地域リハビリテーション活動支援事業） | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| <p>地域における介護予防の取り組みについての機能を強化するため、地域包括支援センターと連携しながら、通所系・訪問系サービス、地域ケア会議、住民全体の通いの場等、各事業へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。予防事業の企画、運営などに、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職の意見を取り入れていきます。</p> | |

2 在宅支援サービスの充実

(1) 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実

高齢者が元気で自立した生活を送れるために、介護保険サービスとは別に、以下の様々な高齢者福祉サービスを引き続き実施します。

| | |
|---|-------|
| ①生活支援ホームヘルプサービス事業 | 保険福祉課 |
| 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯などの介護保険の要介護認定を受けていない、日常生活上援助が必要な方または疾病などにより一時的に援助が必要な方を対象に、本町が委託した事業所のホームヘルパーが訪問し、家事支援サービスを行います。 | |

| | | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②配食サービス事業 | 保険福祉課 | | | | |
| 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯などで調理が困難な方を対象に、栄養の偏りを改善して健康維持に努めることを目的としたバランスの良い食事を配達します。また、配達の際には声かけなどを行うことで安否確認も行っています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用実数(人) | 227 | 250 | 270 | 290 | 310 |

| | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③いきがいデイサービス事業 | 保険福祉課 | | | | |
| 介護保険の要介護認定を受けていない高齢者を対象に、通所によるデイサービスを提供しています。デイサービスでは日常動作訓練や趣味活動などを行うことにより、社会的孤独感の解消及び自立生活の助長を図っています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 月平均利用実数(人) | 187 | 137 | 180 | 200 | 220 |

| | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ④寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 | 保険福祉課 | | | | |
| 65歳以上の高齢者等で、要介護状態または傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、生活支援の観点から寝具一式(掛布団・敷布団・毛布各1枚)を一週間程度預かり、洗濯・乾燥・消毒を工場で行い、返却するサービスを年2回実施しています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用実数(人) | 16 | - | 30 | 30 | 30 |

| ⑤訪問理美容サービス事業 | | 保険福祉課 | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 老衰、心身の障がい及び傷病などの理由により、理容院や美容院に出向くことが困難である高齢者を対象に、町が契約を結んだ事業者が居宅に訪問し、理髪・整髪を行う出張サービスを提供しています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用実数（人） | 13 | 10 | 10 | 10 | 10 |

| ⑥緊急通報装置設置事業 | | 保険福祉課 | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単身高齢者などを対象に、急病または災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため緊急通報装置を貸与、設置します。また、委託事業者による定期連絡により、安否確認、健康状態の確認などを行います。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用月平均数（台） | 208 | 210 | 220 | 230 | 240 |

| ⑦高齢者日常生活用具給付事業 | | 保険福祉課 | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 概ね 65 歳以上の心身機能の低下に伴い、特段の配慮が必要な単身高齢者などを対象に、日常生活の向上のため、電磁調理器などの日常生活用具を給付または貸与します。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用実数（人） | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 |

| ⑧高齢者等住宅改造助成事業【再掲】 | | 保険福祉課 | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯生計中心者の住民税及び前年度所得税非課税世帯のうち、介護保険にて住宅改修を限度額まで利用した方で、自宅を改造することにより自立が助長される方を対象に、階段やトイレ、浴室などの手すり設置、段差の解消など、高齢者に適するように住宅を改造する費用の一部を助成します。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用件数（件） | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |

| ⑨福祉タクシー利用券交付事業 | | 保険福祉課 | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 在宅の重度心身障がい者及び高齢者等を対象に、タクシー料金の一部を補助することにより、日常生活の利便性の向上及び社会活動の範囲拡大を図っています。高齢者については、自家用車を所有していない 70 歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯で、1人当たりの年収が基準に満たない世帯に属する歩行が困難な方を対象に、タクシー券を1か月当たり8枚支給しています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用件数（件） | 163 | 157 | 200 | 200 | 200 |

| | |
|--|-------|
| ⑩高齢者運転免許自主返納支援事業【再掲】 | 保険福祉課 |
| 自ら運転免許証を返納した高齢者に対して、日常生活の利便性向上と社会活動の範囲拡大のため、タクシー共通回数券を交付します。 | |

| | |
|---|-------|
| ⑪生活管理指導ショートステイ事業 | 保険福祉課 |
| 介護保険の要介護認定を受けていないが、一時的に援助及び生活管理指導が必要な高齢者を対象として、宿泊可能な専用の施設において、短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行うことで、要介護状態への進行を予防するとともに家族介護の負担の軽減を図ります。 | |

| | | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ⑫高齢者等買い物支援事業（新規） | 保険福祉課 | | | | |
| 買い物が不便な地域の買い物困難者を対象にした移動販売等を行うことで、買い物の場を提供するとともに、地域の交流拠点として、住民のコミュニケーションの場及び住民同士の見守り機能の場として、地域の活性化に努めます。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実施箇所数（力所） | － | 5 | 7 | 9 | 11 |

| | |
|--|-------|
| ⑬介護予防住宅改修等支援事業（新規） | 保険福祉課 |
| 介護保険の要介護認定を受けていない在宅高齢者がいる町民税非課税世帯を対象として、介護予防の観点から自宅での転倒防止等のため、住宅改修及び福祉用具購入の費用を補助することにより、高齢者の自立を支援し、在宅福祉の増進を図ります。 | |

| | |
|--|-------|
| ⑭介護用品購入費支給事業 | 保険福祉課 |
| 介護保険の要介護認定で要介護3以上に該当する判定を受けた前年度町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族を対象として、紙おむつなどの介護用品購入費を支給することにより、介護に当たる家族の経済的負担の軽減及び在宅高齢者の福祉の増進を図っています。要介護3の方は1か月5千円、要介護4又は5の方は1か月7千円を上限として支給します。 | |

| | |
|--|-------|
| ⑮家族介護慰労金支給事業 | 保険福祉課 |
| 介護保険の要介護認定で要介護3以上に該当する判定を受けた町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族を対象として、慰労金を支給することによりその負担を軽減し、在宅高齢者の福祉の増進を図っています。支給申請月の前月から過去1年間、介護保険給付を受けなかった在宅高齢者を介護している家族に、要介護3の方は年額6万円、要介護4又は5の方は年額10万円を支給します。 | |

基本目標3

第3章 生涯現役の推進

1 疾病予防・健康づくりの推進

高齢者が、健やかに生き生きと暮らしていくためには、若年期から生活習慣病の予防に心がけるなど、総合的な健康づくりに取り組むことが必要です。

高齢者の保健事業・介護予防事業の一体的な実施により、健康で元気に生活できる期間（健康寿命）をできる限り延ばすとともに、加齢に伴う心身の機能低下の予防など、常に健康の保持、増進に努めることが大切です。

引き続き、住民の生活習慣の現状を踏まえ、住民自らが健康づくりに取り組み、町、関係団体が支援することで生活習慣病の早期発見、発症及び重症化予防ができる健康づくりを推進します。

(1) 生活習慣病の早期発見・発症予防と重症化予防の徹底

疾病の早期発見・発症予防と重症化予防を目的として、特定健康診査やがん検診の周知と受診勧奨を行います。

| ①特定健康診査の受診率向上及び健診後の保健指導 | | 保険福祉課、 子育て・健康支援課 | | | |
|---|-------|---------------------|-------|-------|-------|
| 国民健康保険加入者に対して、生活習慣病の発症予防・早期発見と重症化を予防するために特定健康診査を実施します。自覚症状が無い時期から、特定健康診査を受診することの重要性を周知し、健診しやすい体制等を整備し受診率の向上に努めます。 また、治療を放置することは、脳血管疾患や認知症等を引き起こし、介護を受ける原因になることをわかりやすく伝え、生活習慣改善の保健指導を行います。また、受診が必要な場合は早期に受診できるように医療機関との連携に努めます。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 特定健康診査受診率(%) | 46.7 | 40.0 | 56.0 | 58.0 | 60.0 |
| 特定保健指導実施率(%) | 92.4 | 94.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 |

| ②各種がん検診の受診率向上 | | 子育て・健康支援課 | | | |
|--|-------|-----------|-------|-------|-------|
| <p>主要死亡原因の中で最も多い悪性新生物（がん）の早期発見と早期治療を行い、がんによる死亡者の減少に努めます。</p> <p>このため、今後もあらゆる機会に啓発を行い、個別検診を取り入れる等の多様性のある受診体制の整備を図りながら受診率の向上を目指します。また、精密検査が必要と判断された方の早期受診を積極的に促し、早期治療につながるよう支援します。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 胃がん受診率 (%) | 12.3 | 11.4 | 14.5 | 17.5 | 17.5 |
| 肺がん受診率 (%) | 11.0 | 7.2 | 12.4 | 17.5 | 17.5 |
| 大腸がん受診率 (%) | 11.5 | 8.9 | 13.2 | 17.5 | 17.5 |
| 子宮頸がん受診率 (%) | 12.9 | 10.9 | 15.4 | 20.0 | 20.0 |
| 乳がん受診率 (%) | 20.0 | 17.3 | 23.7 | 30.0 | 30.0 |
| 前立腺がん受診率 (%) | 14.9 | 12.4 | 16.2 | 20.0 | 20.0 |

※がん検診受診率は地域保健・健康増進事業報告の算出方法とする。

○算出方法 対象者数：当該年度末年齢別人口を基準。

受診者数：胃がん・肺がん・大腸がん・乳がんは40～69歳で算出

子宮頸がんは20～69歳で算出

前立腺がんは50～69歳で算出

但し、子宮頸がん、乳がん検診受診率は次の方法で算出する

$(「前年度の受診者数」 + 「当該年度の受診者数」 - 「2年連続受診者数」) \div 「当該年度の対象者数」 \times 100$

| ③糖尿病対策の推進 | | 子育て・健康支援課、 保険福祉課 | |
|---|--|---------------------|--|
| <p>糖尿病の発症や重症化を予防するために、健診結果を生活習慣の改善に活用することがとても重要です。そのためには、特定健診の受診率を向上させ、「ヘモグロビンA1c7.0%以上で未治療者」に対して医療機関への受診勧奨を優先的に行います。また、受診後には、医療機関との連携や保健指導が効果的に行われるように努める必要があります。</p> <p>糖尿病予防については、広報誌や地域での講座等を実施しながら重症化させないための啓発・普及を継続することが大切です。</p> | | | |

※ヘモグロビンエーワンシー（HbA1c）とは、血液検査の一つで、過去1～2か月の血糖のコントロール状態をみるもので、糖尿病の診断等の参考にされる重要な検査。みやこ町では、特定健診の導入時から検査項目に追加している。

| | | | | | |
|--|-------|---------------------|-------|-------|-------|
| ④メタボリックシンドローム該当者の割合の減少 | | 子育て・健康支援課、 保険福祉課 | | | |
| <p>メタボリックシンドロームは、食べ過ぎや運動不足という食生活習慣の乱れが原因となり、内臓脂肪が蓄積して生じます。本町は、県平均と比べると心疾患の割合が多いため、その危険因子であるメタボリックシンドローム該当者の割合を減少させることが必要です。</p> <p>メタボリックシンドロームは、薬物療法を行うだけでは改善が難しく、食事療法、運動療法と併用して改善を図ることが必要であるため、あらゆる機会を活用し、保健指導や住民へ正しい知識の普及・啓発を実施し、糖尿病の危険因子であるメタボリックシンドローム該当者の減少を目指します。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| メタボリックシンドローム該当者割合 (%) | 14.0 | 13.0 | 12.0 | 11.0 | 11.0 |

(2) 生活習慣改善の推進

若年期から自分の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むきっかけづくりを進めます。

| | | | | | |
|---|--|---------------------|--|--|--|
| ①健康教育（広報等啓発活動） | | 子育て・健康支援課、 保険福祉課 | | | |
| <p>ライフステージに応じて、住民が自らの健康づくりに取り組むことができるよう保健師や管理栄養士などによる生活習慣病予防の健康教育等に着目した出張講座（地区公民館や企業など身近な場所で実施）を実施していきます。また、イベントの場を活用して、各種健康に関するコーナーを設け健康づくりについて考えることのできる啓発活動を行います。広報紙やホームページ、フェイスブック等により住民の健康動向や医療費の現状などを公開しながら、健康への問題点等を知ってもらえるように啓発活動を行っていきます。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|-------|-----------|-------|-------|-------|
| ②食生活改善の推進 | | 子育て・健康支援課 | | | |
| <p>生活習慣病の発症予防・重症化を予防するために、健康講座やエビデンスに基づく保健指導を実施します。特に、高血圧から引き起こされる脳血管疾患や腎疾患の発症を予防するために、効果的な減塩指導を定着させるとともに、高齢者においては、低栄養予防にも取り組みます。</p> <p>更に、地域で食生活の普及を担うボランティア（食生活改善推進員）の養成を行うとともに、住民自らが取り組める食生活改善の方法等を、教室の開催や講演会、広報紙の掲載などで啓発します。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 食生活改善に関する講座等の普及啓発活動の継続(回) | 20 | 6 | 20 | 20 | 20 |

2 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進

(1) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進

高齢者が心身ともに健康に、充実した生活を送るためには、生きがいづくりが重要です。

今後も地域の関係団体と連携しながら、社会活動や学習・余暇活動への参加支援や働く機会の確保を図るとともに地域との交流の機会を提供します。

| ①老人クラブ活動 | | 保険福祉課 | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 老人クラブは、高齢者の経験や知識を自らの生活や地域の生活に生かす相互援助及び自主的な活動が期待されます。今後も高齢者の生きがいづくりの場としての老人クラブ活動を支援します。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 老人クラブ数(クラブ) | 61 | 60 | 70 | 70 | 70 |
| 会員数(人) | 3,831 | 3,758 | 4,400 | 4,400 | 4,400 |

| ②敬老祝金支給事業 | | 保険福祉課 | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 「敬老祝金」は、77歳の人に30,000円、80歳の人に10,000円、85歳の人に10,000円、88歳の人に30,000円、90歳の人に10,000円、95歳の人に10,000円、99歳の人に30,000円、100歳の人に100,000円、101歳以上の人に50,000円を、それぞれ年1回支給します。 | | | | | |
| ※今後の支給については、内容を見直すことがあります。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 支給者数(人) | 1,027 | 1,010 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |

| ③敬老会 | | 保険福祉課 | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者に感謝して楽しんでいただくことを目的として開催される「敬老会」は、70歳以上の高齢者を対象に開催しています。より参加しやすくなるような配慮が必要となってきます。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 参加者数(人) | 450 | - | 600 | 600 | 600 |

| ④ボランティアの育成・支援 | | 社会福祉協議会、保険福祉課 | | | |
|---|--|---------------|--|--|--|
| 現在、社会福祉協議会がボランティアの育成を行っています。また、住民がボランティア活動の重要性を認識するため、広く住民参加を呼びかけ、きっかけづくりを行っていくことが必要です。今後もボランティア組織の育成を行い、地域の高齢者を地域で守る体制整備に努めます。 | | | | | |

| | | | | | |
|--|-------|-------|----------------------|-------|-------|
| ⑤就労支援の充実 | | | 保険福祉課、 シルバー人材センター | | |
| 就労は高齢者にとっての生きがいや社会参加の機会となるため、シルバー人材センターと連携を図り、高齢者のニーズに即した就労機会の確保を図ります。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| シルバー人材センター会員数（人） | 210 | 200 | 200 | 200 | 200 |

| | | | | | |
|---|--|--|-------|--|--|
| ⑥世代間交流の促進 | | | 保険福祉課 | | |
| 様々な世代との交流の機会をつくることで、高齢者の地域活動の場を確保するとともに、地域におけるコミュニティづくりを進めます。 | | | | | |

| | | | | | |
|---|--|--|-------------|--|--|
| ⑦生涯学習機会の提供 | | | 保険福祉課、生涯学習課 | | |
| 高齢者が自己実現に向けた学習をするきっかけづくりとなる機会を提供し、高齢者の学習意欲を後押しするような支援を行います。 | | | | | |

| | | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| ⑧福祉タクシー利用券交付事業【再掲】 | | | 保険福祉課 | | |
| 在宅の重度心身障がい者及び高齢者等を対象に、タクシー料金の一部を補助することにより、日常生活の利便性の向上及び社会活動の範囲拡大を図っています。高齢者については、自家用車を所有していない70歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯で、1人当たりの年収が基準に満たない世帯に属する歩行が困難な方を対象に、タクシー券を1か月当たり8枚支給しています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用実数（人） | 163 | 157 | 200 | 200 | 200 |

基本目標4

第4章 認知症対策と権利擁護の推進

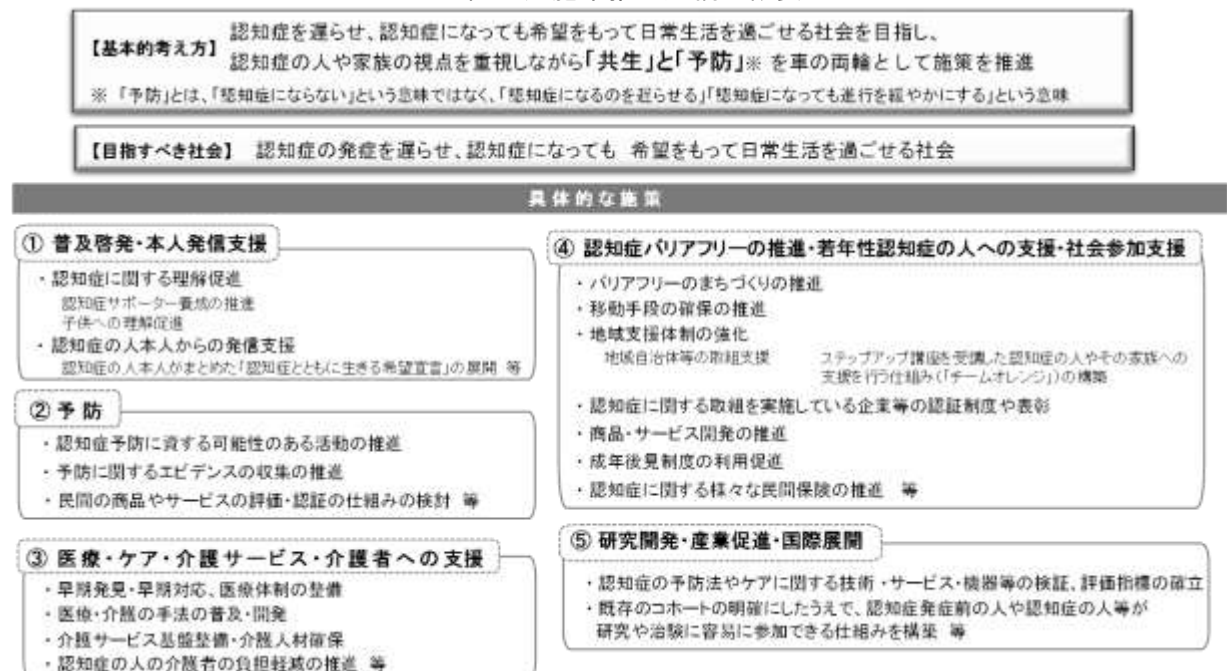
1 認知症施策の推進

令和元年6月の認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを一丸となって進めることとなりました。

介護保険においては、認知症施策推進大綱の5つの柱に基づき、認知症の理解者を増やすため地域住民や企業への啓発を継続するとともに、認知症地域支援推進員の機能強化を図り、地域包括支援センター等の地域における相談体制の充実を推進や、行政、事業者、専門職、教育等の様々な分野と連携を取りながら、横断的に協働した事業を展開することが求められています。

本計画では、既存の認知症施策の取り組みを継続するとともに、国の方針を踏まえ、「チームオレンジ」^{注1}の配置等、今後さらなる認知症に対する正しい知識の普及、早期からの適切な診断や対応、認知症高齢者と家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を進めます。

■ 認知症施策推進大綱の概要



(資料) 厚生労働省 認知症施策推進大綱(概要)より作成

^{注1} チームオレンジとは、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取り組みです。近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行います。認知症の人もメンバーとして参加します。

(1) 認知症に対する正しい知識の普及・啓発

認知症高齢者を地域で支える体制の構築に向け、地域の住民に対し、認知症の正しい知識や理解を広めるための取り組みを進めます。

| ①認知症サポーター養成講座【再掲】 | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
|--|-------|----------------------|-------|-------|-------|
| <p>認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者を含め、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。</p> <p>また、更にフォローアップ講座も併せて行い、認知症高齢者とその家族に対する直接的な支援を視野に入れたボランティアの育成（ほっとサポーター）にも取り組んでいます。現在、34名のほっとサポーターが、認知症になっても安心して暮らしていける町づくりを目指し活動しています。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症サポーター数(人) | 4,189 | 4,300 | 4,500 | 4,700 | 4,900 |
| ほっとサポーター数(人) | 45 | 34 | 40 | 45 | 55 |

| ②広報紙等による認知症の正しい知識の普及啓発 | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
|--|-------|----------------------|-------|-------|-------|
| <p>高齢者に最も身近な町からの情報源である広報紙を活用し、認知症についての情報を提供するとともに、相談窓口を周知し、早期に対応できる環境を整えていきます。</p> <p>また、認知症カフェ（オレンジカフェ）や認知症あんしんフェアを開催し、認知症についての正しい知識の普及啓発を積極的に行います。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症カフェ実施個所数 (カ所) | 3 | 1 | 4 | 4 | 4 |

(2) 認知症の予防

高齢者の認知症予防に努めます。

| ①認知症予防教室の実施 | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
|---|-------|----------------------|-------|-------|-------|
| <p>できるだけ多くの方に認知症予防に取り組んでもらえるよう、高齢者の通いの場や介護予防事業全般の機会を利用し、認知症の理解及び予防について周知していきます。</p> <p>特に認知症予防教室では、認知症に対する正しい知識と理解、認知症簡易テストなどを行い、認知症の予防に努めます。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 教室参加者数(人) | 13 | 15 | 30 | 40 | 50 |

(3) 認知症の早期発見・早期対応

認知症高齢者の早期発見及び適切な対応を行うための支援体制の構築に努めます。

| | |
|---|----------------------|
| ①認知症ケアパスの普及 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| 認知症は家族や身近な人など、誰もがなりうるものです。認知症と疑われる症状が発症した場合、症状や生活機能低下の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスがあるのか、早めに理解しておくことが、地域で生活するうえでも安心につながります。それらの情報を取りまとめた認知症ケアパス ^{注1} を、今後も高齢者訪問や通いの場などを利用し、積極的に普及していきます。 | |

| | |
|---|----------------------|
| ②認知症初期集中支援推進事業 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| 早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築のため、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症に関する様々な相談に対応します。訪問後、個人にあった支援方針を検討し、その方針に基づき、それぞれの立場で具体的な支援を行います。 | |

| | |
|---|----------------------|
| ③高齢者見守りネットワークの構築【再掲】 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| 見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続するために、地域包括支援センターをはじめ、民生委員児童委員や町内店舗、事業所等関係機関が相互に連携して効果的な支援が行えるよう見守り体制を構築します。 | |

(4) 認知症ケアの推進

認知症の高齢者を地域で支えるため、見守り体制を構築します。

| | |
|--|----------------------|
| ①認知症地域支援推進員の配置 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| 地域の支援機関の連携づくりや認知症ケアパスの活用の促進、オレンジカフェを活用した取り組みの実施、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制づくり、認知症の人や家族の相談対応等を行います。今後は行政だけでなく、地域包括支援センターにおいても、認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策の促進に向け連携強化を図ります。 | |

| | |
|---|----------------------|
| ②認知症ケア向上推進事業 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| 病院や介護保険施設等での認知症対応力向上の推進、地域密着型サービス事業所や介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援の推進、認知症の方の家族に対する支援の推進、認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進等に取り組めます。 | |

^{注1} 市町村ごとに地域の実情に応じ、認知症の人の状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れをまとめたもの。

| | | | | | |
|--|-------|----------------------|-------|-------|-------|
| ③行方不明者のためのSOSネットワーク事業 | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
| <p>行方が分からなくなる可能性が高い人を、事前登録により警察等関係機関と情報共有する事で迅速な検索を可能とし、本人の安全を確保し、家族の安心を高めることに努めます。今後は、検索だけではなく、日常の見守り体制の構築にも取り組みます。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 登録者数（人） | 59 | 70 | 80 | 90 | 100 |

| | | | | | |
|--|--|----------------------|--|--|--|
| ④チームオレンジの配置（新規） | | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | |
| <p>認知症サポーターが更にステップアップ研修を受講してチームのメンバーとなり活動します。チームには認知症の人とその家族、地域住民サポーターや多職種の職域サポーター等で構成され、認知症の人の話し相手や見守り、居場所づくり、家族の困りごと支援等、地域の実情に応じた活動を行います。</p> <p>現在、交流拠点においてのチームオレンジの配置はありませんが、今後、地域での見守り体制強化の一環として、チームオレンジの配置を検討していきます。</p> | | | | | |

2 高齢者の権利擁護の推進

高齢化の進行によるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の財産をめぐるトラブルや高齢者虐待、悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害の問題など、高齢者の権利に係る問題が全国的に深刻化しています。

今後もさらなる高齢化の進行により、ひとり暮らしや認知症等のために権利擁護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域包括支援センターを権利擁護に係る事業実施の中核として、高齢者に対する権利擁護体制の充実を図ります。また、権利擁護体制を確立させていくためには、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）の協力が不可欠となります。令和2年度から、行橋市・苅田町・みやこ町で運営する「行橋・京都成年後見センター」を中核として、地域の関係機関が連携して権利擁護に取り組んでいます。

（1）権利擁護事業の普及・啓発

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送るに当たり、権利を脅かされたり、財産を侵害されたりすることがないように、高齢者の権利擁護事業の普及・啓発を推進します。

| | |
|--|----------------------|
| ①成年後見制度の周知 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| <p>成年後見制度は、認知症や精神障がい等により判断力が不十分な方々を、成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為等を行うことにより、本人の権利擁護支援を図る制度です。今後更なる認知症高齢者や単独高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性は高まっていると考えられますが、制度自体の難しさや準備の複雑さ等から、住民にとってまだ十分に身近な制度ではないため、利用しにくいのが現状です。</p> <p>今後も行橋・京都成年後見センターと連携し、住民や関係機関への研修会の開催、町のホームページや広報等による啓発・周知を積極的に行います。</p> | |

| | | | | | |
|---|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| ②成年後見制度の促進 | 保険福祉課、 地域包括支援センター | | | | |
| <p>行橋・京都成年後見センターを中心に、弁護士会、司法書士会等の法律の専門職や、成年後見制度に詳しい福祉の専門職等が連携を図ることにより、専門的な検討・判断がなされ、成年後見制度の利用に関しても適切なタイミングでの対応が可能となります。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 行橋京都成年後見センターの利用延べ件数（件） | － | 40 | 45 | 50 | 55 |

| | |
|---|----------------------|
| ③みやこ町成年後見制度利用支援事業 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| 成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用の負担が困難な人に対して町が助成を行う事業です。成年後見制度の周知とともに利用支援事業の周知も図ります。 | |
| ④高齢者虐待防止対策 | 保険福祉課、 地域包括支援センター |
| 地域包括支援センターを中心として、「高齢者虐待防止法」の規定等に基づき、高齢者や養護者に対する相談、助言、指導を行います。 | |
| ⑤日常生活自立支援事業の推進 | 社会福祉協議会、保険福祉課 |
| 日常生活自立支援事業は、判断力が十分でない認知症高齢者の福祉サービス利用などを支援するため、社会福祉協議会の生活相談員が福祉サービス利用などのための様々な手続きなどの支援を行います。この事業は福岡県社会福祉協議会が実施するものですが、みやこ町社会福祉協議会が委託を受けて実施しています。また、みやこ町社会福祉協議会では、県の委託事業よりも利用しやすい独自事業として「みやこ町あんしんサポート事業」を実施するなど、よりきめ細かな支援体制を確立しており、今後もこの事業を充実させていきます。 | |

基本目標5

第5章 介護保険サービスの充実と質的向上

1 介護保険サービスの充実

支援が必要な高齢者が適切な介護サービスを受けられるよう介護保険サービスの充実を図ります。

地域密着型サービスについては、本計画中では新たな整備計画はありません。

(1) 居宅サービス

支援が必要な状態になっても、在宅での日常生活を送るために、居宅サービスの充実を図ります。

| ①訪問介護 | | | 保険福祉課 | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問介護は身体上または精神上の要因により日常生活に支障があっても、可能な限り居宅で生活が営めるよう、身体の介護や家事の援助など生活全般の援助を行う事業です。具体的には、ホームヘルパーを派遣して日常生活の世話をを行い、居宅での生活を支えます。町内では現在、3事業所により実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 139 | 161 | 185 | 193 | 196 |
| 【介護】利用回数(回/月) | 3,323 | 3,765 | 4,277 | 4,480 | 4,552 |

| ②訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護） | | | 保険福祉課 | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者の居宅に浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴サービスを提供します。看護師やホームヘルパーなどが同行します。現在、町内には「訪問入浴介護」を行う事業所はなく、京築圏域の事業者により実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【予防】利用回数(回/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 9 | 14 | 16 | 16 | 17 |
| 【介護】利用回数(回/月) | 54 | 196 | 252 | 252 | 277 |

| ③訪問看護（介護予防訪問看護） | | | 保険福祉課 | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| かかりつけの医師の指示書に基づき、看護師などが利用者の自宅を訪問し、病状の観察、床ずれの処置など療養上の世話や必要な診療補助のサービスを行います。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 22 | 27 | 29 | 31 | 31 |
| 【予防】利用回数(回/月) | 195 | 249 | 281 | 307 | 307 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 64 | 55 | 60 | 62 | 64 |
| 【介護】利用回数(回/月) | 594 | 556 | 622 | 644 | 679 |

| ④訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） | | | 保険福祉課 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| かかりつけの医師の指示書に基づき、理学療法士などが利用者の自宅を訪問し、筋力などの維持回復や日常生活のために必要なリハビリテーションを行います。現在、町内には「訪問リハビリテーション」を行う事業所はなく、京築圏域の事業者により実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 【予防】利用回数(回/月) | 9 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 【介護】利用回数(回/月) | 80 | 80 | 80 | 81 | 81 |

| ⑤居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） | | | 保険福祉課 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが利用者の自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。町内を含め、主に京築圏域の事業者によって実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 20 | 17 | 17 | 18 | 19 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 150 | 146 | 163 | 173 | 180 |

| ⑥通所介護 | | | 保険福祉課 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者が送迎車でデイサービスセンターに通い、日常動作訓練、入浴、食事の提供などが受けられるサービスです。通所施設で「筋力トレーニング」「栄養改善」「口腔ケア」などのサービスを利用すると別に費用がかかります。町内では現在、7事業所により実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 217 | 208 | 226 | 231 | 236 |
| 【介護】利用回数(回/月) | 2,870 | 2,728 | 2,967 | 2,992 | 3,048 |

| ⑦通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） | | 保険福祉課 | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者が送迎車で介護老人保健施設や病院・診療所などのデイケアセンターなどに通い、リハビリテーションなどが受けられるサービスです。通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の場合は介護予防を目的として、心身機能の維持回復に必要なリハビリテーションを一定期間行います。通所施設で「筋力トレーニング」「栄養改善」「口腔ケア」などのサービスを利用すると別に費用がかかります。町内での実施は2事業所ですが、京築圏域の事業者によって実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 54 | 47 | 47 | 48 | 50 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 83 | 78 | 86 | 90 | 91 |
| 【介護】利用回数(回/月) | 855 | 782 | 852 | 885 | 895 |

| ⑧短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） | | 保険福祉課 | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 介護老人福祉施設に短期間入所し、日常生活の世話などのサービスが受けられます。町内では現在、3事業所で実施されており、必要量は充足しています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 5 | 7 | 5 | 6 | 6 |
| 【予防】利用日数(日/月) | 28 | 34 | 24 | 29 | 29 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 30 | 23 | 29 | 29 | 30 |
| 【介護】利用日数(日/月) | 325 | 297 | 392 | 391 | 405 |

| ⑨短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） | | 保険福祉課 | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 介護老人保健施設などに短期間入所し、医師の指示に基づき、医療・看護の管理の下で日常生活の世話や機能訓練など、その他必要な医療が受けられます。町内では現在、3事業所で実施されており、必要量は充足しています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 【予防】利用日数(日/月) | 22 | 22 | 22 | 21 | 21 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 11 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| 【介護】利用日数(日/月) | 48 | 37 | 41 | 39 | 39 |

| ⑩福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与） | | 保険福祉課 | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 手すり、歩行補助杖、スロープ、車いすや特殊ベッドなどの福祉用具の貸し出しが受けられます。現在、町内には「福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）」を行う事業所はなく、主に京築圏域の事業者により実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 198 | 203 | 208 | 218 | 228 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 264 | 267 | 301 | 307 | 309 |

| ⑪特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売） | | | 保険福祉課 | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 福祉用具のうち、腰掛便座（ポータブルトイレ）、特殊尿器（自動吸引式のもの）、入浴補助用具（浴用のイスやすのこなど）、簡易浴槽（空気式または折畳み式のもの）、移動用リフトの吊り具の部分などの販売を行います。現在、町内には「特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）」を行う事業所はなく、主に京築圏域の事業者により実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 |

| ⑫住宅改修（介護予防住宅改修） | | | 保険福祉課 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 居宅での生活をしやすくするために、主に日常利用する部分である自宅の玄関、廊下、居室の段差解消や、便所、浴室への手すりの取り付けなどを行い、その改修に要する費用の一部を支給します。町内外の工務店などで住宅改修事業が行われています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 5 | 6 | 7 | 7 | 7 |

| ⑬居宅介護支援（介護予防支援） | | | 保険福祉課 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 在宅サービスを利用する際に、相談や情報提供、ケアプランの作成やサービス提供事業者との調整などを介護支援専門員が行います。介護予防支援は計画的な介護予防を地域包括支援センターが行います。町内では現在、9事業所と地域包括支援センターで実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 245 | 250 | 258 | 270 | 274 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 387 | 376 | 412 | 426 | 429 |

| ⑭特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護） | | | 保険福祉課 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 介護保険の指定を受けた特定施設と呼ばれるケアハウス、有料老人ホームなどへ入所している人が、介護保険制度を利用して居宅介護（介護予防）サービスを受けることができます。町内では現在、2事業所で実施されており、必要量は充足しています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 20 | 17 | 17 | 18 | 18 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 61 | 67 | 72 | 74 | 74 |

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、現状の供給量で概ね充足している状況があるため、本計画の中に新たなサービスの創設・増設予定はありませんが、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、今後も本町の実情に合わせたサービス提供を検討・実施していきます。

| | |
|---|-------|
| ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 保険福祉課 |
| <p>重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護が連携し行うサービスです。今後、サービス実施に向けて検討を行っていきます。</p> | |

| | |
|--|-------|
| ②夜間対応型訪問介護 | 保険福祉課 |
| <p>夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅へ訪問し、排泄などの介護その他日常生活上の支援を行うサービスです。主として人口規模 20～30 万人の都市部での利用を想定するサービスであり、現在、町内には施設はなく、利用者も見込めないため、令和 3 年度から令和 5 年度の整備計画はありません。</p> | |

| | |
|--|-------|
| ③認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護） | 保険福祉課 |
| <p>居宅要介護（要支援）者の認知症高齢者が、日帰りで介護施設に通い、また、認知症高齢者グループホームの共有スペースを利用し、入浴、排泄、食事などの介助、その他の日常生活上の手助け、機能訓練を受けるサービスです。町内では、1 事業所で実施されています。</p> | |

| ④小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護） | 保険福祉課 | | | | |
|---|-------|---------|---------|---------|---------|
| <p>利用登録したサービス事業所に「通い」を中心として、居宅要介護（要支援）者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時、訪問介護、通所介護、短期間の泊まりを組み合わせたサービスを提供し、居宅での生活継続を支援します。町内では、1 事業所で実施されています。</p> | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 9 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 16 | 11 | 11 | 16 | 19 |

| ⑤認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) | | | 保険福祉課 | | |
|---|-------|---------|---------|---------|---------|
| 認知症の人が少人数を一つのグループとして一緒に居住し、介護職員の介護を受けながら共同生活を送ります。介護予防では要支援 2 の人を対象とします。町内では現在、7 事業所で実施されており、必要量は充足しています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 【予防】利用者数(人/月) | 7 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 78 | 79 | 79 | 79 | 79 |

| ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | 保険福祉課 | | |
|--|--|--|-------|--|--|
| 定員 29 人以下の有料老人ホームなどの地域密着型特定施設で、その入居者が入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。町内には現在施設はなく、利用者も見込めないため、令和 3 年度から令和 5 年度の整備計画はありません。 | | | | | |

| ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | | 保険福祉課 | | |
|--|-------|---------|---------|---------|---------|
| 定員 29 人以下の特別養護老人ホームで常に介護が必要で自宅での介護が難しい人が入所します。施設では日常生活の世話や機能訓練、その他の必要なサービスを受けられます。町内では、1 事業所で実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 |

| ⑧看護小規模多機能型居宅介護 | | | 保険福祉課 | | |
|--|--|--|-------|--|--|
| 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、「訪問」「通い」「泊まり」「訪問看護」の一元管理により、介護と看護を一体的に提供するものです。令和 3 年度から令和 5 年度の整備計画はありません。 | | | | | |

| ⑨地域密着型通所介護 | | | 保険福祉課 | | |
|--|-------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者が送迎車でデイサービスセンターに通い、日常動作訓練、入浴、食事の提供などが受けられるサービスです。町内では、2 事業所で実施されています。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 29 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 【介護】利用回数(回/月) | 329 | 284 | 301 | 306 | 306 |

<町における必要利用定員総数>

町内の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のそれぞれの必要利用定員総数については、①既存施設の設置状況、②既存施設の利用状況、③新しい施設整備の動向、④施設利用者全体数の割合を参考に以下の通りの利用定員総数としました。

【必要利用定員総数】

| サービス種類 | 目標 | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症対応型共同生活介護（人） | 90 | 90 | 90 |
| 認知症対応型共同生活介護（ユニット） | 10 | 10 | 10 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護（人） | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人） | 20 | 20 | 20 |

(3) 施設サービス

施設から地域へという国の方針のもと、また、現在の利用状況からして施設サービスについては、今計画中の整備予定はありません。できるだけ、住み慣れた地域で継続して日常生活が送れるよう、地域密着型サービス等の充実を図ります。

| ①介護老人福祉施設 | | 保険福祉課 | | | |
|---|-------|---------|---------|---------|---------|
| 常に介護が必要で自宅での介護が難しい人が入所します。施設では日常生活の世話や機能訓練、その他の必要なサービスを受けられます。町内には現在 3 施設があります。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 117 | 113 | 117 | 119 | 121 |

| ②介護老人保健施設 | | 保険福祉課 | | | |
|--|-------|---------|---------|---------|---------|
| 病気やけがなどの治療の後、リハビリテーションなどを必要とする人が入所します。施設では医学的管理の下で看護や介護、リハビリテーションなどが受けられます。町内には現在 3 施設があります。 | | | | | |
| 実績と方向性 | 実績 | 実績見込み | 目標 | | |
| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 【介護】利用者数(人/月) | 148 | 142 | 146 | 149 | 151 |

| ③介護療養型医療施設 | | 保険福祉課 | | | |
|---|--|-------|--|--|--|
| 長期にわたり療養が必要で、医学的管理を必要とする人が入所します。医学的管理の下で療養上の世話、看護、介護やリハビリテーションが受けられます。現在、町内には介護療養型医療施設はありません。 | | | | | |

| ④介護医療院 | | 保険福祉課 | | | |
|---|--|-------|--|--|--|
| 平成 30 年 4 月から創設された介護保険施設で、「日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ」や「看取りやターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。町内に該当する施設はなく、京築圏域の事業者により実施されています。 | | | | | |

2 介護保険サービスの質の確保と適正化

(1) 介護保険サービスの質の確保と適正化

介護保険制度は、公費と保険料を財源として運営され、介護や支援を必要とする高齢者を社会全体で支える制度です。このため、介護サービス事業所による不適切な請求や利用者の状態に合わないサービス利用について厳正に対処し、制度の適正な運営に努めます。

| ①介護認定審査の適正化 | 保険福祉課 |
|---|-------|
| 介護認定審査会は、要介護認定の申請者に対してのコンピュータによる一次判定結果に基づき、認定調査の特記事項や主治医意見書の内容を踏まえた二次判定を行い、要介護等状態区分を確定させる機関です。介護認定審査会の委員は、医師・歯科医師・看護師・保健師・理学療法士・福祉関係者などから構成されており、定期的な認定審査を行っています。今後も公平公正な要介護認定を確保するために、定期的な研修会を実施していくことが必要です。 | |

| ②介護給付の適正化 | 保険福祉課 |
|---|-------|
| 介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度の信頼感を高めることとなります。介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。国の第5期介護給付適正化計画に基づき、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の主要5事業を柱として、介護給付の適正化を推進していきます。 | |

| ③サービスの質の向上 | 保険福祉課 |
|---|-------|
| 介護サービスは「人が支えるサービス」であり、「サービスの質の確保・向上」のためには、介護サービスを支える人材の資質の向上が不可欠です。定期的に介護従事者に対する研修等の多様な学びの機会を提供し、資質の向上につなげます。 | |

| ④相談体制・苦情相談窓口 | 保険福祉課 |
|--|-------|
| 現在、介護保険についての相談窓口は、地域包括支援センターと町の保険福祉課にて行っています。今後は、利用者がいつでも気軽に相談できるような仕組みづくりに向けて、民生委員児童委員や関係機関との連携を図ります。 | |

| ⑤サービス内容の適切な情報提供 | 保険福祉課 |
|--|-------|
| 高齢者が、必要なサービスを自ら選択・決定できるよう、介護保険についてのサービスの内容に関する客観的情報の提供に努めます。 | |

【介護給付適正化計画】

平成 29 年の介護保険制度改正では、市町村介護保険事業計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する事項（介護給付適正化計画）を定めるものとして新たに法律上に位置づけられ、策定に関する指針が提示されました。

本町では、これまでの取り組みや指針の内容を踏まえ、主要 5 事業を中心とした適正化に関する取り組みと目標を以下のとおりとし、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図ります。

■介護給付等に要する費用の適正化への取り組みと目標

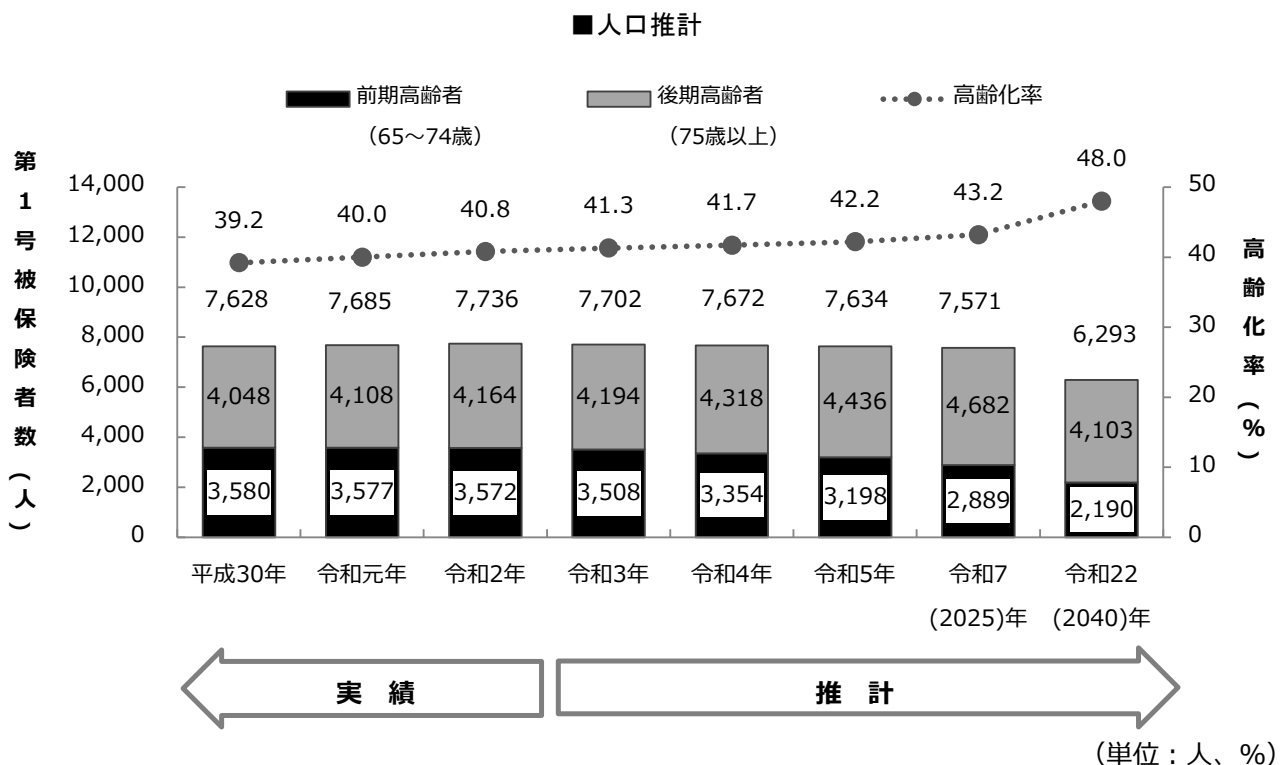
| 事業区分と内容 | 項目 | 現状値 | 目標値 | | |
|---|------------|--------------------|------------|------------|------------|
| | | 令和 2 年度 (見込) | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| ①要介護認定の適正化 認定調査票及び主治医意見書の確認・点検 | 点検率 | 100% | 100% | 100% | 100% |
| ②ケアプランの点検 本人や家族のニーズにあったケアプランが作成されているか、運営基準に沿った作成がされているか事業所毎に点検 | 対象 事業所数 | 10 事業所 | 20 事業所 | 25 事業所 | 30 事業所 |
| ③住宅改修等の点検 実態確認、利用者の状態確認及び工事見積書の点検、事後現地点検 | 点検 件数 | 192 件 | 204 件 | 204 件 | 216 件 |
| ④縦覧点検・医療情報との突合 医療給付費データと介護給付費データの突合 | 点検率 | 100% | 100% | 100% | 100% |
| ⑤介護給付費通知 サービスの利用回数や給付費用額の通知 | 通知 発行率 | 100% | 100% | 100% | 100% |

第6章 介護保険料の見込み

1 人口・要介護（要支援）認定者数の推計

(1) 人口推計

将来推計結果によると、本町の総人口は今後も減少を続ける一方で、高齢化率は上昇し、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には約43%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年にはみやこ町の総人口の約半数が高齢者となる見込みです。



| | 実績 | | | 推計 | | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|---------------|
| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 (2025)年 | 令和22年 (2040)年 |
| 総人口 | 19,461 | 19,200 | 18,939 | 18,660 | 18,380 | 18,101 | 17,541 | 13,107 |
| 第1号被保険者数 | 7,628 | 7,685 | 7,736 | 7,702 | 7,672 | 7,634 | 7,571 | 6,293 |
| 65~74歳 | 3,580 | 3,577 | 3,572 | 3,508 | 3,354 | 3,198 | 2,889 | 2,190 |
| 75歳以上 | 4,048 | 4,108 | 4,164 | 4,194 | 4,318 | 4,436 | 4,682 | 4,103 |
| 第2号被保険者数 (40~64歳) | 5,954 | 5,797 | 5,638 | 5,521 | 5,403 | 5,286 | 5,050 | 3,256 |
| 高齢化率 | 39.2% | 40.0% | 40.8% | 41.3% | 41.7% | 42.2% | 43.2% | 48.0% |

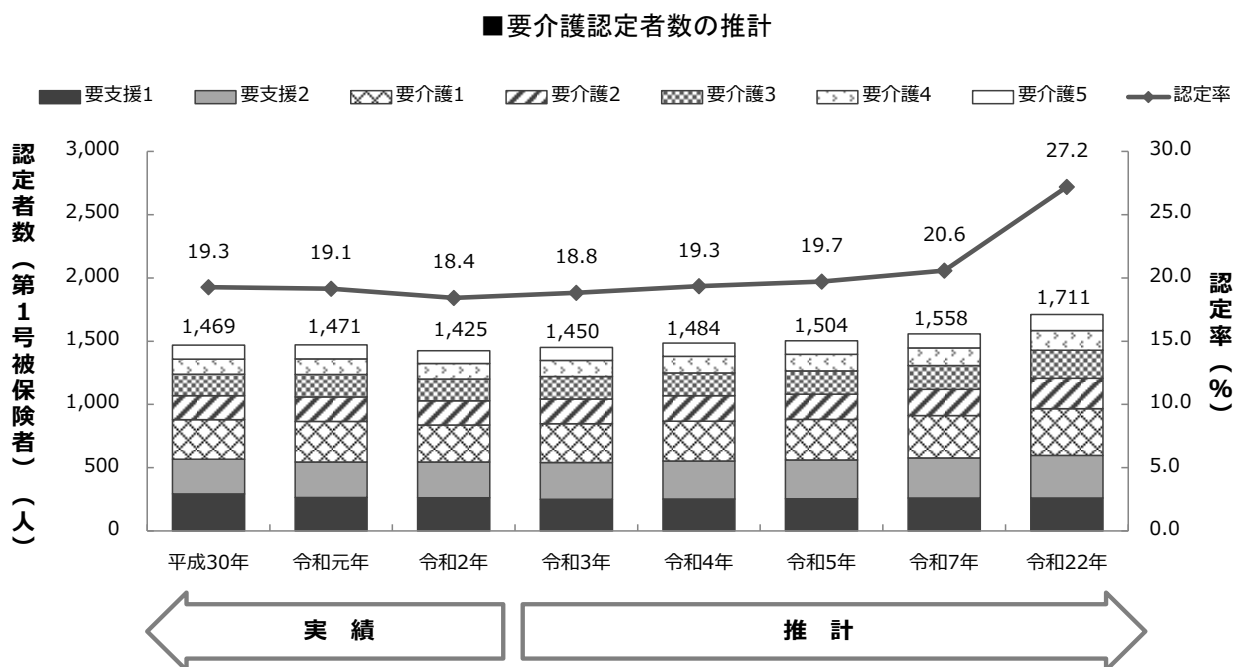
【実績】厚生労働省 平成30年「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年「介護保険事業状況報告（月報累積）」、令和2年「介護保険事業状況報告（9月月報）」

【推計】「日本の地域別将来推計人口」を補正したデータを採用 各年10月1日現在

（資料）厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」将来推計機能を使用

(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

第1号被保険者に占める要介護認定者数は、令和2年現在1,425人で、本計画の最終年度となる令和5年には1,504人へと増加し、認定率も上昇傾向になると推定されます。



(単位: 人、%)

| | 実績 | | | 推計 | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|-----------------|
| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7 (2025)年 | 令和22 (2040)年 |
| 高齢者人口 (65歳以上) | 7,628 | 7,685 | 7,736 | 7,702 | 7,672 | 7,634 | 7,571 | 6,293 |
| 認定者数 (第1号被保険者) | 1,469 | 1,471 | 1,425 | 1,450 | 1,484 | 1,504 | 1,558 | 1,711 |
| 要支援1 | 292 | 264 | 262 | 250 | 253 | 254 | 261 | 260 |
| 要支援2 | 275 | 280 | 282 | 291 | 300 | 307 | 316 | 337 |
| 要介護1 | 312 | 322 | 294 | 307 | 315 | 321 | 334 | 369 |
| 要介護2 | 190 | 194 | 190 | 196 | 201 | 200 | 209 | 240 |
| 要介護3 | 169 | 176 | 172 | 177 | 180 | 182 | 188 | 222 |
| 要介護4 | 120 | 124 | 124 | 126 | 130 | 133 | 139 | 156 |
| 要介護5 | 111 | 111 | 101 | 103 | 105 | 107 | 111 | 127 |
| 認定率 | 19.3 | 19.1 | 18.4 | 18.8 | 19.3 | 19.7 | 20.6 | 27.2 |
| 認定者数 (第2号被保険者) | 21 | 24 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 14 |
| 認定者 合計 | 1,490 | 1,495 | 1,444 | 1,469 | 1,503 | 1,523 | 1,577 | 1,725 |

【実績】厚生労働省 平成30年「介護保険事業状況報告(年報)」、令和元年「介護保険事業状況報告(月報累積)」、令和2年「介護保険事業状況報告(9月月報)」

【推計: 「日本の地域別将来推計人口」を補正したデータを採用】各年10月1日現在

(資料) 厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」将来推計機能を使用

2 介護保険事業費の算定

(1) 介護保険料に対する考え方（低所得者対策等）

①公費投入による乗率の設定

低所得者（住民税非課税世帯）の保険料負担を軽減するため、公費（国・県・町）を投入することで、乗率の引き下げを行っています。

②保険料段階の細分化

所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、第6期計画期間で細分化した保険料段階（9段階）を引き続き設定します。

③介護給付費準備基金の活用

第8期までに発生している保険料の余剰金について、本町に設置している介護給付費準備基金を最低限必要と認められる額を除いて取り崩し、第8期の保険料上昇を抑制するために充当します。

④一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続の可能性を高めるため、介護保険サービスを利用した際の利用者負担の一部引き上げが行われます。年金収入額等によって1割負担、2割負担、若しくは3割負担となります。

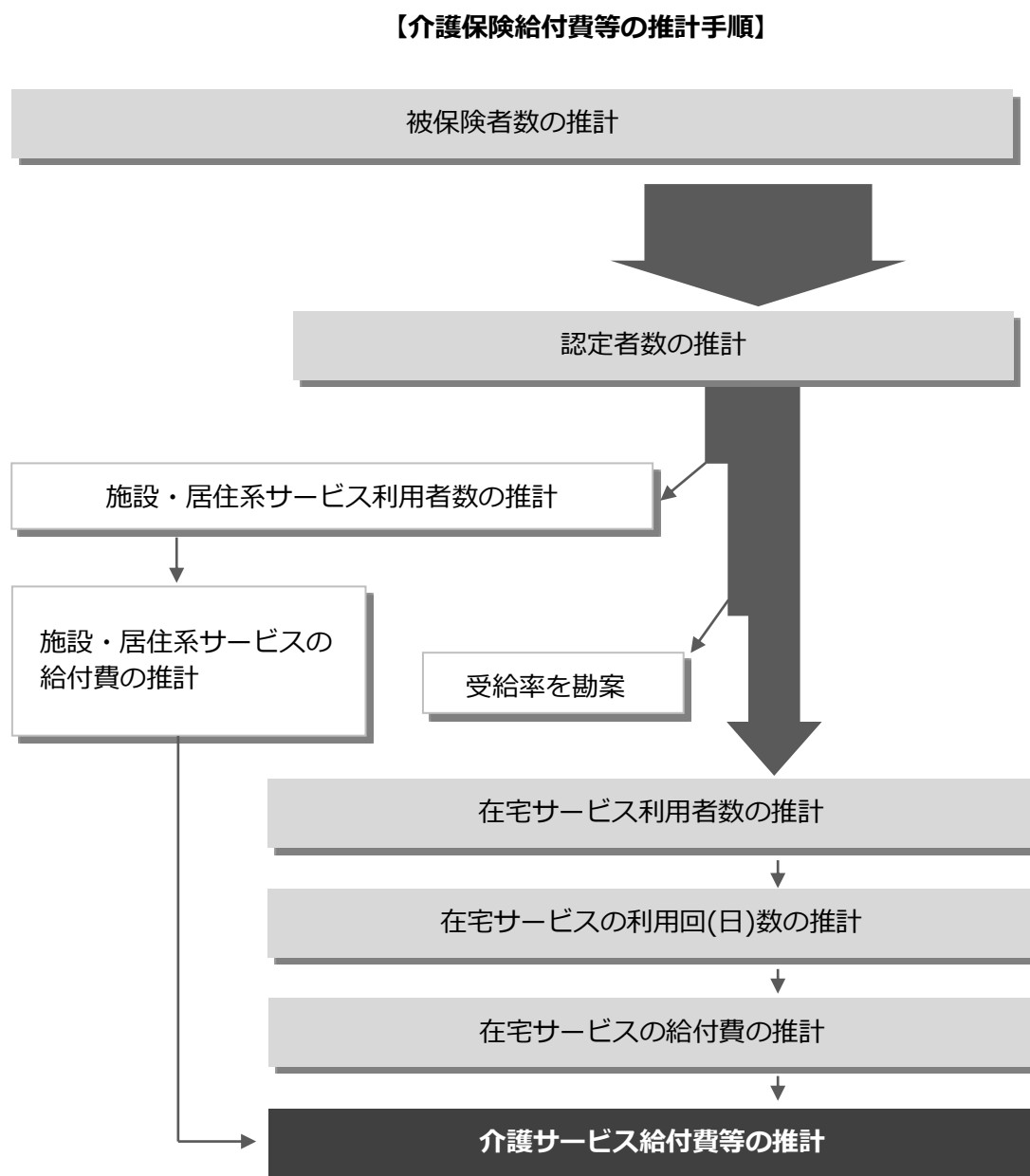
⑤補足給付の見直し（試算等の勘案）

施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し、負担軽減を行う制度があります。この制度は、福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金や不動産を保有するにも関わらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しが行われています。

(2) 介護保険給付費等の推計手順

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年、及び「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22（2040）年度を見据え現在の給付状況を勘案しながら、本計画期間の事業量を見込むための作業を行いました。

大枠での作業手順は、以下のとおりです。



(3) 介護保険（予防）給付費の見込み

サービスの給付費、回数（日数）、利用者数は、以下のとおりです。

①介護予防サービス見込量

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7 (2025)年度 | 令和22 (2040)年度 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|-----------------|------------------|
| (1) 介護予防サービス | | | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 回数（回） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 給付費（千円） | 11,599 | 12,658 | 12,658 | 12,658 | 13,712 |
| | 回数（回） | 281 | 307 | 307 | 307 | 334 |
| | 人数（人） | 29 | 31 | 31 | 31 | 33 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 給付費（千円） | 103 | 103 | 103 | 103 | 103 |
| | 回数（回） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 人数（人） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 給付費（千円） | 2,391 | 2,558 | 2,619 | 2,619 | 2,950 |
| | 人数（人） | 17 | 18 | 19 | 19 | 21 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 給付費（千円） | 18,499 | 18,979 | 19,709 | 20,179 | 21,118 |
| | 人数（人） | 47 | 48 | 50 | 51 | 53 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 給付費（千円） | 1,762 | 2,155 | 2,118 | 2,118 | 2,118 |
| | 日数（日） | 24 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| | 人数（人） | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 介護予防短期入所療養介護（老健） | 給付費（千円） | 2,321 | 2,290 | 2,290 | 3,053 | 3,053 |
| | 日数（日） | 22 | 21 | 21 | 28 | 28 |
| | 人数（人） | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 介護予防短期入所療養介護（病院等） | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数（日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護（介護医療院） | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数（日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 給付費（千円） | 14,880 | 15,613 | 16,345 | 16,775 | 17,621 |
| | 人数（人） | 208 | 218 | 228 | 234 | 245 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 給付費（千円） | 1,946 | 1,946 | 1,946 | 1,946 | 1,946 |
| | 人数（人） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 介護予防住宅改修 | 給付費（千円） | 12,387 | 12,387 | 13,705 | 13,705 | 13,705 |
| | 人数（人） | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 給付費（千円） | 14,409 | 15,104 | 15,104 | 15,104 | 15,104 |
| | 人数（人） | 17 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| (2) 地域密着型介護予防サービス | | | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 給付費（千円） | 1,169 | 1,170 | 1,170 | 1,170 | 1,170 |
| | 回数（回） | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | 人数（人） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 給付費（千円） | 5,386 | 4,474 | 4,474 | 4,474 | 4,474 |
| | 人数（人） | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 給付費（千円） | 29,603 | 29,620 | 29,620 | 29,620 | 29,620 |
| | 人数（人） | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| (3) 介護予防支援 | 給付費（千円） | 13,697 | 14,340 | 14,551 | 14,870 | 15,611 |
| | 人数（人） | 258 | 270 | 274 | 280 | 294 |
| 合計 | 給付費（千円） | 130,152 | 133,397 | 136,412 | 138,394 | 142,305 |

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※端数調整の関係上、合計が合わないことがある。

②介護サービス見込量

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7 (2025)年度 | 令和22 (2040)年度 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|-----------------|------------------|
| (1) 居宅サービス | | | | | | |
| 訪問介護 | 給付費(千円) | 127,977 | 134,231 | 136,277 | 134,255 | 168,450 |
| | 回数(回) | 4,277 | 4,480 | 4,552 | 4,468 | 5,628 |
| | 人数(人) | 185 | 193 | 196 | 194 | 240 |
| 訪問入浴介護 | 給付費(千円) | 36,690 | 36,710 | 40,306 | 37,297 | 47,990 |
| | 回数(回) | 252 | 252 | 277 | 256 | 329 |
| | 人数(人) | 16 | 16 | 17 | 17 | 22 |
| 訪問看護 | 給付費(千円) | 34,014 | 35,139 | 36,988 | 34,881 | 45,256 |
| | 回数(回) | 622 | 644 | 679 | 636 | 824 |
| | 人数(人) | 60 | 62 | 64 | 65 | 82 |
| 訪問リハビリテーション | 給付費(千円) | 2,860 | 2,898 | 2,912 | 3,469 | 4,430 |
| | 回数(回) | 80 | 81 | 81 | 95 | 124 |
| | 人数(人) | 4 | 4 | 4 | 5 | 6 |
| 居宅療養管理指導 | 給付費(千円) | 27,885 | 29,623 | 30,839 | 30,384 | 38,181 |
| | 人数(人) | 163 | 173 | 180 | 178 | 223 |
| 通所介護 | 給付費(千円) | 250,878 | 253,548 | 259,646 | 253,562 | 317,326 |
| | 回数(回) | 2,967 | 2,992 | 3,048 | 3,006 | 3,720 |
| | 人数(人) | 226 | 231 | 236 | 237 | 291 |
| 通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 83,965 | 87,444 | 88,377 | 88,665 | 110,055 |
| | 回数(回) | 852 | 885 | 895 | 898 | 1107 |
| | 人数(人) | 86 | 90 | 91 | 92 | 113 |
| 短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 34,804 | 34,712 | 35,735 | 36,133 | 44,575 |
| | 日数(日) | 392 | 391 | 405 | 411 | 503 |
| | 人数(人) | 29 | 29 | 30 | 30 | 37 |
| 短期入所療養介護(老健) | 給付費(千円) | 5,958 | 5,639 | 5,627 | 5,627 | 7,129 |
| | 日数(日) | 41 | 39 | 39 | 39 | 49 |
| | 人数(人) | 8 | 8 | 8 | 8 | 10 |
| 短期入所療養介護(病院等) | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数(日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院) | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数(日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 給付費(千円) | 46,463 | 47,575 | 48,232 | 47,908 | 60,826 |
| | 人数(人) | 301 | 307 | 309 | 311 | 386 |
| 特定福祉用具購入費 | 給付費(千円) | 2,435 | 2,435 | 2,910 | 3,509 | 3,795 |
| | 人数(人) | 5 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 住宅改修費 | 給付費(千円) | 6,348 | 6,348 | 6,348 | 6,348 | 8,073 |
| | 人数(人) | 7 | 7 | 7 | 7 | 9 |
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 164,708 | 169,289 | 169,289 | 176,166 | 196,843 |
| | 人数(人) | 72 | 74 | 74 | 77 | 86 |

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7 (2025)年度 | 令和22 (2040)年度 |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------------|------------------|
| (2) 地域密着型サービス | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 夜間対応型訪問介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 給付費(千円) | 818 | 818 | 818 | 818 | 818 |
| | 回数(回) | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 給付費(千円) | 20,153 | 28,617 | 33,445 | 40,182 | 40,182 |
| | 人数(人) | 11 | 16 | 19 | 22 | 22 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 給付費(千円) | 239,947 | 240,080 | 240,080 | 240,080 | 240,080 |
| | 人数(人) | 79 | 79 | 79 | 79 | 79 |
| 地域密着型特定施設入居者 生活介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護 | 給付費(千円) | 62,707 | 62,742 | 62,742 | 63,221 | 63,472 |
| | 人数(人) | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 看護小規模多機能型居宅介 護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 給付費(千円) | 24,739 | 25,105 | 25,088 | 26,185 | 31,991 |
| | 回数(回) | 301 | 306 | 306 | 320 | 386 |
| | 人数(人) | 23 | 23 | 23 | 24 | 29 |
| (3) 施設サービス | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 給付費(千円) | 338,084 | 344,029 | 350,251 | 357,316 | 395,782 |
| | 人数(人) | 117 | 119 | 121 | 123 | 136 |
| 介護老人保健施設 | 給付費(千円) | 515,879 | 527,250 | 533,962 | 571,657 | 649,076 |
| | 人数(人) | 146 | 149 | 151 | 162 | 184 |
| 介護医療院 | 給付費(千円) | 29,861 | 29,877 | 29,877 | 34,932 | 34,932 |
| | 人数(人) | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| 介護療養型医療施設 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | | |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | | |
| (4) 居宅介護支援 | 給付費(千円) | 63,197 | 65,419 | 65,962 | 66,549 | 81,873 |
| | 人数(人) | 412 | 426 | 429 | 434 | 530 |
| 合計 | 給付費(千円) | 2,120,370 | 2,169,528 | 2,205,711 | 2,259,144 | 2,591,135 |

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※端数調整の関係上、合計が合わないことがある。

(4) 標準給付費見込額の算出

総給付費に、特定入所者介護サービス費（財政影響額調整後）、高額介護サービス費（財政影響額調整後）、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた「標準給付費見込額」は、下表のとおり見込んでいます。

(単位：円)

| | 第8期 | | | | 令和7 (2025)年度 | 令和22 (2040)年度 |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|------------------|
| | 合計 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 標準給付費見込額 | 7,286,056,892 | 2,382,557,578 | 2,431,016,413 | 2,472,482,901 | 2,523,923,267 | 2,872,045,127 |
| 総給付費 | 6,895,570,000 | 2,250,522,000 | 2,302,925,000 | 2,342,123,000 | 2,397,538,000 | 2,733,440,000 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 194,824,574 | 68,118,785 | 62,928,799 | 63,776,990 | 66,030,819 | 72,224,080 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 165,419,770 | 54,023,943 | 55,064,670 | 56,331,157 | 58,328,453 | 63,802,524 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 26,181,308 | 8,565,810 | 8,744,384 | 8,871,114 | 589,595 | 645,323 |
| 算定対象審査支払手数料 | 4,061,240 | 1,327,040 | 1,353,560 | 1,380,640 | 1,436,400 | 1,933,200 |
| 審査支払手数料一件当たり単価 | | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 審査支払手数料支払件数 | 101,531 | 33,176 | 33,839 | 34,516 | 35,910 | 48,330 |

※端数調整の関係上、合計が合わないことがある。

※特定入所者介護サービス費等給付費：施設サービスなどにかかる食費・居住費の利用者負担の軽減を図るために、所得段階に応じて定められた食費・居住費の負担限度額を超えた場合に、差額分を支給する制度。

※高額介護サービス費等給付費：世帯で1か月に支払ったサービス利用の自己負担額の合計が、所得段階に応じて、定められた負担限度額を超えた場合に、差額分を支給する制度。

※高額医療合算介護サービス費等給付費：世帯で1年間に支払った医療費の自己負担額と介護保険サービス利用の自己負担額の合計が、負担限度額を超えた場合に、差額分を支給する制度。

※審査支払手数料：介護保険の給付に関わる審査等を行う国民健康保険団体連合会に対して支払う手数料。

(5) 地域支援事業費

地域支援事業費については、下表のとおり見込んでいます。

(単位：円)

| | 第8期 | | | | 令和7 (2025)年度 | 令和22 (2040)年度 |
|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|------------------|
| | 合計 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 地域支援事業費 | 636,063,228 | 208,275,000 | 211,998,881 | 215,789,347 | 202,092,463 | 168,064,988 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 417,518,898 | 136,714,000 | 139,158,397 | 141,646,501 | 128,052,788 | 100,662,047 |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 | 123,957,125 | 40,589,000 | 41,314,716 | 42,053,409 | 39,316,675 | 32,679,941 |
| 包括的支援事業(社会保障充実分) | 94,587,205 | 30,972,000 | 31,525,768 | 32,089,437 | 34,723,000 | 34,723,000 |

(6) 第1号被保険者の基準額の推計

「標準給付費見込額」と「地域支援事業費」に対する、第1号被保険者負担割合相当額が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金や介護給付費準備基金取崩額等を加減して、保険料収納必要額を算出し、それを被保険者の人数で除して保険料基準額を算出しました。

(単位：円)

| | 第8期 | | | | 令和7 (2025)年度 | 令和22 (2040)年度 |
|-------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|------------------|
| | 合計 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 標準給付費見込額 (A) | 7,286,056,892 | 2,382,557,578 | 2,431,016,413 | 2,472,482,901 | 2,523,923,267 | 2,872,045,127 |
| 地域支援事業費 (B) | 636,063,228 | 208,275,000 | 211,998,881 | 215,789,347 | 202,092,463 | 168,064,988 |
| 第1号被保険者負担分相当額 (a) (A+B) × 23% | 1,822,087,628 | 595,891,493 | 607,893,518 | 618,302,617 | 637,887,681 | 814,749,511 |
| 調整交付金相当額 (b) | 385,178,790 | 125,963,579 | 128,508,741 | 130,706,470 | 132,598,803 | 148,635,359 |
| 調整交付金見込額 (c) | 543,073,000 | 178,364,000 | 181,197,000 | 183,512,000 | 192,003,000 | 339,780,000 |
| 準備基金取崩額等 (d) | 125,000,000 | | | | 0 | 0 |
| 保険料収納必要額 (e) a+b-c-d | 1,539,193,417 | | | | 578,483,484 | 623,604,870 |
| 予定保険料収納率 (f) | 99.20% | | | | 99.20% | 99.20% |
| 所得段階別加入割合補正後 被保険者数 (g) | 22,294 人 | 7,463 人 | 7,434 人 | 7,397 人 | 7,336 人 | 6,098 人 |
| 保険料の基準額 (年額) (h) (e) ÷ (f) ÷ (g) | 69,600 | | | | 79,494 | 103,093 |
| 保険料の基準額 (月額) | 5,800 | | | | 6,624 | 8,591 |

※端数調整の関係上、合計が合わないことがある。

※調整交付金：第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合（後期高齢者加入割合）及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されるもの。

※準備基金：市町村において第1号被保険者保険料の余剰金を積み立てておくための基金。

◆第1号被保険者保険料（令和3年度～令和5年度）◆

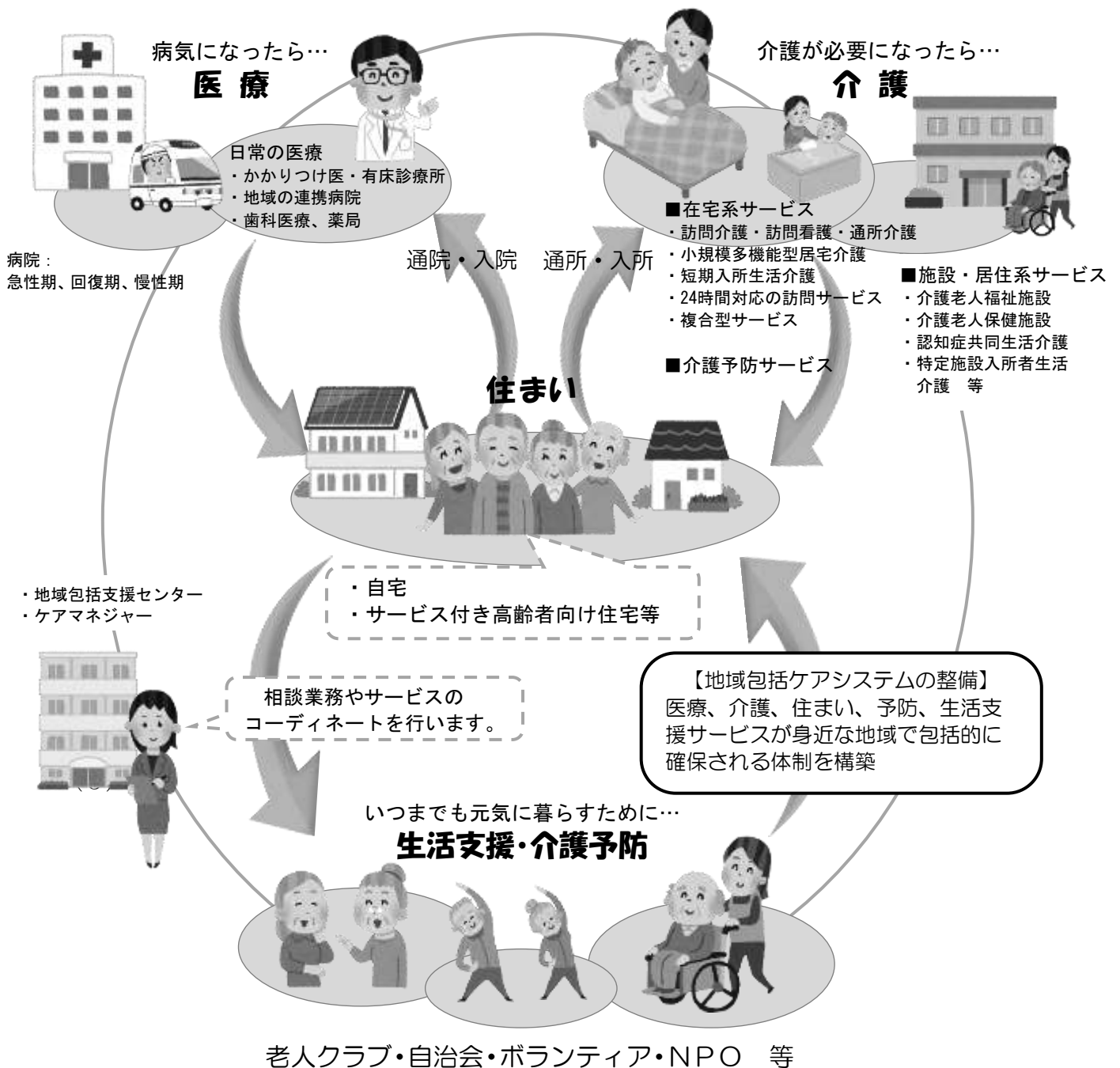
| 段階 | 住民税 | | 対象者 | 基準に対する割合 | 月額（円） |
|------|-----|-----|----------------------------|-------------|--------------|
| | 世帯 | 本人 | | | |
| 第1段階 | 非課税 | 非課税 | ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 | 0.50 | 2,900 |
| 第2段階 | | | 課税年金収入と合計所得金額の合計 80万円以下 | | |
| 第3段階 | | | 120万円以下 | 0.75 | 4,350 |
| 第4段階 | | | 120万円超え | 0.75 | 4,350 |
| 第5段階 | | | 80万円以下 | 0.90 | 5,220 |
| 第6段階 | 課税 | 課税 | 80万円超え | 1.00 | 5,800 |
| 第7段階 | | | 合計所得金額 120万円未満 | 1.20 | 6,960 |
| 第8段階 | | | 120万円以上 210万円未満 | 1.30 | 7,540 |
| 第9段階 | | | 210万円以上 320万円未満 | 1.50 | 8,700 |
| | | | 320万円以上 | 1.70 | 9,860 |

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画において目指す地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、行政や関係機関だけでなく、住民、地域といった各主体が、地域包括ケアシステムの担い手として、自らの役割を認識し、連携を深めていくことが重要です。本計画では、それぞれの役割を果たしながら協力し合う地域包括ケアシステムを構築し、計画を推進することで本計画の基本理念を実現します。

■地域包括ケアシステムの姿



2 計画の運営体制の整備

(1) 介護保険サービスに対する苦情処理体制

介護保険サービスに関連する苦情や相談などには2つの種類があります。1つは介護認定結果に対するもの、もう1つはサービス事業者のサービス内容に対するものです。

前者の介護度への不服には、再調査や再審査なども含めて対応するとともに、必要に応じて県が設置する介護保険審査会へ不服申し立てを行うことも可能です。

後者の事業者に対するサービス内容や対応への苦情や不服については、相談に対して十分に対応するとともに、必要に応じて国民健康保険連合会への不服申し立てを行うことも可能です。

(2) 高齢者福祉サービス、介護保険サービスの情報提供体制

高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して快適な日常生活を送るためには、適切な情報をもとに、必要なサービスを利用することが求められます。

また、介護保険サービスを利用するためには、介護保険制度を正しく理解することや介護サービス事業者などの情報を的確に把握することが必要です。

このため、町の広報紙やホームページを活用し、広く情報提供を行うとともに、保健・福祉に関わる制度やサービスなどを紹介するパンフレット等を作成し、地域包括支援センターや町役場の相談窓口等で配布します。

また、高齢者の様々なニーズに沿った学習会・イベント・交流会などを地域住民・関係機関と連携し、企画・実施し、サービスや制度についての情報発信を行います。

3 計画の評価と進行管理

介護保険制度の円滑かつ適正な実施のため、「介護保険運営協議会^{注1}」において、この計画に掲げる事業の進捗状況の点検・評価を行い、計画の進行管理を行います。

また、計画策定時からの情勢の変化などにより、重要な施策の見直しが必要となった場合には、協議会に対し意見を求め、あわせて「みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」へ諮問を行いながら計画内容を改善し、より効果的な事業の実施方法を検討するなど、適切な進捗管理を行っていきます。

^{注1} 介護保険運営協議会は、みやこ町介護保険条例第14条により、介護保険制度に関する事項等について審議するため、町長の附属機関として設置している。委員は、被保険者の代表者、サービス事業所の代表者、公益の代表等から町長が委嘱し、任期は2年としている。

資料編

みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例

平成20年3月31日

条例第5号

改正 平成22年12月22日条例第17号

平成25年3月22日条例第10号

平成29年3月31日条例第7号

(設置)

第1条 みやこ町における老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する高齢者支援対策の実施に関する計画（以下「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」という。）を策定するため、みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関し検討を行い、高齢者福祉計画・介護保険事業計画原案を作成して町長に報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 各種団体代表者
- (4) 介護保険事業者
- (5) 住民代表者
- (6) その他特に町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第3条の規定により委嘱を受けた日から3年とする。ただし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の報酬)

第7条 委員は非常勤とし、みやこ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年みやこ町条例第43号）の定めるところにより報酬を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保険福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月22日条例第17号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

任期：令和2年4月1日～令和5年3月31日

| 選出区分 | 氏名 | 所属 | 備考 |
|---------|--------|--|------|
| 学識経験者 | 村山 浩一郎 | 福岡県立大学 | 委員長 |
| | 藤野 善久 | 産業医科大学 | |
| 医療機関関係者 | 野口 隆義 | 京都医師会 | |
| 各種団体代表者 | 内田 猛 | みやこ町民生委員児童委員協議会 | |
| | 原田 真琴 | みやこ町老人クラブ連合会 | |
| 各種保険事業者 | 原田 真念 | 介護老人保健施設代表 (医療法人聖友会 介護老人保健施設 アデリーヌみやこ) | |
| | 畠山 隼人 | 地域密着型サービス事業所代表 (マルミ苑グループホーム) | 副委員長 |
| | 江田 須賀子 | 居宅介護支援サービス事業所代表 (ケアプランサポートげんき) | |
| 住民代表者 | 塚本 静枝 | 住民代表 | |
| | 角田 素子 | 住民代表 | |

みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和3年3月発行

発行

みやこ町 保険福祉課

〒824-0892

住所 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地

電話：0930-32-2516

FAX：0930-32-8034